

○独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書

制定認可：平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号

変更認可：平成17年 4 月 1 日付農林水産省指令16生産第6656号

平成17年 9 月22日付農林水産省指令17生産第3250号

平成19年 3 月30日付農林水産省指令18生産第9007号

平成19年 7 月 4 日付農林水産省指令19生産第1994号

平成20年 3 月31日付農林水産省指令19生産第9885号

平成20年 8 月 1 日付農林水産省指令20生産第1965号

平成22年 5 月14日付農林水産省指令22生畜第412号

平成23年 3 月29日付農林水産省指令22生産第10887号

平成25年 3 月21日付農林水産省指令24生産第3143号

平成25年 5 月28日付農林水産省指令25生産第512号

平成27年 3 月 6 日付農林水産省指令26生産第3001号

平成28年 4 月 1 日付農林水産省指令27生産第2902号

平成28年 9 月30日付農林水産省指令28生産第1002号

平成30年 3 月29日付農林水産省指令29生産第2253号

平成30年12月28日付農林水産省指令30生産第1648号

令和元年 9 月27日付農林水産省指令元生産第818号

令和 2 年 4 月 6 日付農林水産省指令元生産第2141号

令和 2 年 7 月17日付農林水産省指令 2 生産第740号

令和 3 年 4 月22日付農林水産省指令 3 生産第207号

令和 3 年 6 月22日付農林水産省指令 3 生産第651号

令和 4 年12月 6 日付農林水産省指令 4 畜産第1842号

令和 5 年 3 月10日付農林水産省指令 4 畜産第2481号

令和 6 年 9 月30日付農林水産省指令 6 畜産第1852号

令和 7 年 4 月 1 日付農林水産省指令 6 畜産第3306号

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 肉用牛及び肉豚についての交付金

第1節 交付金（第4条―第16条）

第2節 負担金及び積立金

第1款 負担金（第17条―第21条）

第2款 積立金（第22条―第27条）

第3章 加工原料乳についての生産者補給交付金等及び集送乳調整金（第28

条一第31条)

第4章 指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管

第1節 指定乳製品等の輸入、売渡し

第1款 輸入（第32条・第33条）

第2款 売渡し（第34条一第44条）

第2節 指定乳製品等の保管及び交換（第45条・第46条）

第5章 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

第1節 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し（第47条一第62条）

第2節 用途外使用に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し（第63条一第77条）

第6章 畜産業振興事業に対する補助等（第78条一第81条）

第7章 肉用子牛についての生産者補給交付金等（第82条一第85条）

第8章 野菜生産出荷安定業務（第86条一第174条）

第9章 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し（第175条一第192条）

第10章 異性化糖等の買入れ及び売戻し（第193条一第211条の2）

第11章 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し（第211条の3一第211条の20）

第12章 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付（第212条一第215条の2）

第13章 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し（第215条の3一第215条の20）

第14章 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付（第215条の21一第244条）

第15章 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供（第245条一第247条）

第16章 砂糖生産振興事業に対する補助（第248条一第251条）

第17章 出資に係る株式又は持分の管理及び処分（第252条）

第18章 業務委託の基準等（第253条・第254条）

第19章 競争入札その他契約に関する基本的事項（第255条一第257条）

第20章 国庫納付金の納付等（第258条）

第21章 情報の管理等（第259条一第261条）

第22章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項（第262条・第263条）

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務方法書は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第28条第1項の規定に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の業務の方法についての基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

(業務運営の基本方針)

第2条 機構は、その行う事務及び事業が農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民の消費生活の安定に寄与することを目的とし、公共性、透明性及び自主性の原則の下で確実に実施されることが必要なものであることにかんがみ、国の施策に順応し、関係諸機関と密接な連絡を保ち、適正かつ効率的にその業務を運営するものとする。

2 機構は、前項の基本方針を役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員（以下「役職員」という。）の業務運営に反映させるため、役職員の倫理及び行動の指針を定めるものとする。

(内部統制に関する基本方針)

第2条の2 機構は、役員の職務の執行が独立行政法人通則法、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号。以下「機構法」という。）又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制を整備するとともに、継続的にその見直しを図るものとする。

(組織、役員の分掌、意思決定手続)

第2条の3 機構は、組織及び事務の分掌に係る規程を整備するものとし、役員の分掌については理事長が別に定める。

2 前項の規程には、理事長を頂点とする意思決定のルールを定めるものとする。

3 理事長の意思決定を補佐するため、役員会を設置するものとし、別に役員会の運営に係る規程を整備するものとする。

4 機構は、文書による意思決定プロセス及び経費支出の承認プロセスに係るチェックシステムを構築するものとする。

(中期計画等の策定及び評価)

第2条の4 機構は、中期計画及び年度計画（以下「中期計画等」という。）の策定及び評価に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 中期計画等の策定過程の整備

(2) 中期計画等の進捗管理体制の整備

(3) 中期計画等に基づき実施する業務の評価体制の整備

- (4) 中期計画等の進捗状況のモニタリング
- (5) 部門の業務手順の作成
- (6) 評価活動の適切な運営に関する以下の事項
 - イ 業務手順に沿った運営の確保
 - ロ 業務手順に沿わない業務執行の把握
 - ハ 恣意的とならない業務実績評価
- (7) 上記モニタリング及び自己評価を基にした適切な業務実績報告の作成
(内部統制の推進)

第2条の5 機構は、内部統制の推進に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 役員を構成員とする内部統制委員会等の設置
 - (2) 内部統制を担当する役員
 - (3) 内部統制推進部門及び推進責任者
 - (4) 内部統制を担当する役員、推進部門及び推進責任者間における報告会の実施
 - (5) 内部統制を担当する役員から内部統制委員会への報告及び改善策の検討
 - (6) 内部統制を担当する役員と職員との面談の実施
 - (7) 内部統制を担当する役員によるモニタリング体制の運用
 - (8) 内部統制推進部門におけるモニタリング体制の運用
 - (9) 研修会の実施
 - (10) コンプライアンス違反等の事実発生時の対応方針等
 - (11) 反社会的勢力への対応方針等
- (リスク評価と対応)

第2条の6 機構は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を可能とする規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) リスク管理委員会の設置
 - (2) 業務部門ごとの業務フロー図の作成
 - (3) 業務フローごとに内在するリスク因子の把握及び発生原因の分析
 - (4) 把握したリスクに関する評価
 - (5) リスク顕在時における対応方針、広報方針・体制
 - (6) 保有施設の点検及び必要な補修等
 - (7) 事故・災害等の緊急時に関する事項
 - イ 事業継続計画（BCP）の策定及び計画に基づく訓練等の実施
 - ロ 事故・災害時の対策本部の設置、構成員の決定
 - ハ 事故・災害時の初動体制の構築及び情報収集の迅速な実施
- (監事及び監事監査等)

第2条の7 機構は、組織規程において監事の権限を明確にするとともに、監事監査に関する規程を整備するものとする。監事監査に関する規程には、以下の事項を定めなければならない。

(1) 監事に関する以下の事項

- イ 監事が理事長と定期的に会合を実施すること等による監事が理事長と常時意思疎通を確保できる体制
- ロ 監査補助者職員を置く場合においては、その独立性の確保に関すること

(2) 監事監査に関する以下の事項

- イ 監事の関与
- ロ 監査への協力
- ハ 補助者への協力
- ニ 監査結果に対する改善状況の報告
- ホ 監査報告の主務大臣及び理事長への報告

(3) 監事によるモニタリングに必要な以下の事項

- イ 監事の役員会等重要な会議への出席
- ロ 業務執行の意思決定に係る文書を監事が閲覧・調査できる仕組み
- ハ 財産の状況を調査できる仕組み
- ニ 監事と会計監査人との連携
- ホ 監事と内部監査担当部門等との連携
- ヘ 役職員の不正、違法、著しい不当事実の監事への報告義務
- ト 監事から文書提出や説明を求められた場合の役職員の応答義務

2 理事長は、会計監査人と定期的に会合を実施するものとする。

(内部監査)

第2条の8 機構は、内部監査を担当する部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する措置状況を理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報)

第2条の9 機構は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みの整備

(予算の適正な配分)

第2条の10 機構は、運営費交付金を原資とする予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制整備及び評価結果を法人内部の予算配分等に活用する仕組みの構築を行うものとする。

(職員の人事・懲戒)

第3条 機構は、職員（非常勤職員等を含む。）の人事管理方針に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- （１）業務の適正を確保するための定期的な人事ローテーション
- （２）職員の懲戒基準
- （３）長期在籍者の存在把握

第2章 肉用牛及び肉豚についての交付金

第1節 交付金

（肉用牛及び肉豚についての交付金の交付）

第4条 機構は、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜産経営安定法」という。）第3条第1項の規定により、肉用牛（同法第2条第1項の肉用牛をいう。以下この章及び第18章において同じ。）又は肉豚（同法第2条第1項の肉豚をいう。以下同じ。）の生産者（同法第3条第1項各号のいずれにも該当する者をいう。）に対し、同項に規定する肉用牛又は肉豚の生産者の経営に及ぼす影響を緩和するための交付金（以下この章において「交付金」という。）を交付するものとする。

（交付金の交付手続等）

第5条 機構は、交付金の交付を次のとおり行うものとする。

- （１）3年間を1期間として交付金の交付に関する業務を行うものとし、この1期間を業務対象年間という。
- （２）交付金の交付を受けようとする肉用牛又は肉豚の生産者の申請により、業務対象年間ごとに、畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号。以下「畜産経営安定法施行規則」という。）第5条に規定する生産者の基準（以下この章において「生産者の基準」という。）に該当するか否かを審査する。また、当該生産者が、積立金（畜産経営安定法第3条第1項第1号に規定する積立金をいう。以下この章において同じ。）の積立てに要する負担金（以下この章において「負担金」という。）を納付する先を確認し、交付金の交付対象者として当該生産者を登録する。
- （３）交付金の交付に当たっては、畜産経営安定法施行規則第8条の規定に基づき、前号の規定により登録した肉用牛又は肉豚の生産者（以下この章において「登録生産者」という。）から肉用牛又は肉豚を同令第6条各項に規定する期間内に販売したことを証する書類を提出させるほか、必要に応じて実地調査その他の手段により、肉用牛又は肉豚の販売の事実及びその頭数を確認する。
- （４）第11条の標準的販売価格及び第12条の標準的生産費を算出し、交付金の交付に当たっては、次に掲げる事項を確認する。

イ 肉用牛にあっては機構又は畜産経営安定法施行規則第4条第3号に規定する農林水産大臣が指定する者（以下この章及び第18章において「積立

金管理者」という。)に、肉豚にあつては機構に、負担金がそれぞれ納付されていること。

ロ 肉用牛のうち、前業務対象年間終了後に第26条第1項に規定する返還(積立金管理者からの同項に規定する返還と同様の返還を含む。第21条第1項第3号において同じ。)の対象となったものについては、負担金が機構又は積立金管理者に改めて納付されていること。

ハ 積立金から第13条の算式により算出された交付金の額の4分の1に相当する額が登録生産者に対し確実に支払われる見込であること。

ニ 肉用牛にあつては、満17月齢に達するまで、かつ、8箇月以上継続して肥育されていること。ただし、肉用牛が次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める事項とする。

(イ) 第7条第1号又は第3号に掲げる場合 満12月齢に達するまでの間肥育されていること。

(ロ) 第7条第2号イに掲げる場合 5箇月以上の間継続して肥育され、かつ、満12月齢以上で販売されていること。

(ハ) 第7条第2号ロに掲げる場合 分娩日の翌日又は不受胎であることが獣医師により確認された日を起算日とする8箇月以上の間継続して肥育され、かつ、満17月齢以上で販売されていること。

ホ 第7条第1号又は第3号の規定の対象となる肉用牛以外の肉用牛については、次に掲げる負担金の納付先の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める都道府県の区域において、ニに規定する肥育の要件を満たしていること。

(イ) 機構 全ての都道府県

(ロ) 積立金管理者 積立金管理者の業務区域である都道府県

(5) 前号イからハまでに掲げる事項の確認は、登録生産者が積立金管理者に負担金を納付する場合には、当該積立金管理者に対して、これを行う。

2 機構は、肉用牛及び肉豚についての交付金の交付を行うに当たっては、必要な事項を定めた交付要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(生産者の登録基準)

第6条 前条第1項第2号の規定により生産者の基準に該当するか否かを審査する場合において、畜産経営安定法施行規則第5条第1号の規定に該当する生産者は、その者が行う肉用牛又は肉豚の肥育状況を確認できることが必要であるものとする。

2 前項の規定は、新規参入者について準用する。この場合においては、肉用牛又は肉豚の肥育状況に代えて、これらの肥育を業として開始したことを確認できることが必要であるものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、独立行政法人、学校法人、宗教法人、試験研究機関、地方公共団体並びに農業協同組合及び農業協同組合連合会（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第11条の51に規定する農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者を除く。）は、畜産経営安定法施行規則第5条第1号の規定に該当しないものとする。

第7条 畜産経営安定法施行規則第5条第2号に規定する災害その他の機構の業務方法書で定める場合は、次に掲げる場合とする。

（1）災害又は家畜伝染病（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病をいう。以下同じ。）により、登録生産者の飼養地で飼養する肉用牛について、平成29年1月25日農林水産省告示第134号（畜産経営の安定に関する法律施行規則第4条第3号、第5条第2号及び第3号イ、第9条並びに第10条の規定に基づき、同規則第4条第3号の農林水産大臣が定める期限等を定める件。以下この章において「畜産経営安定法告示」という。）第2条に規定する月齢に達するまで肥育し、及び販売することが困難であると認められる場合

（2）肉用牛について、次に掲げるいずれかの飼養方式であって、一定の重量及び肉質を確保できる場合

イ 早期肥育（乳用種の肥育期間を短縮する飼養方式をいう。）

ロ 一産取り肥育（肉専用種又は交雑種の未經産牛を一回に限り出産の用に供した後肥育する飼養方式をいう。）

（3）前各号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情があるものとして理事長が認める場合

第8条 畜産経営安定法施行規則第5条第4号ロのその他関係法令は、獣医師法（昭和24年法律第186号）、家畜商法（昭和24年法律第208号）、家畜伝染病予防法、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）、と畜場法（昭和28年法律第114号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）を含む畜産経営に関連する法令とする。

（登録の拒否）

第9条 機構は、前業務対象年間に次条第2号から第4号までのいずれかの事由により登録の取消しを受けてから3年を経過しない者については、第5条第1項第2号の規定による登録を行わないものとする。

（登録の取消し）

第10条 機構は、次に掲げる場合には、第5条第1項第2号の規定による登

録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録生産者が登録の取消しを申し出た場合
- (2) 登録生産者が第20条又は第21条第1項に規定する期限までに負担金を納付しなかった場合
- (3) 登録生産者が生産者の基準に該当しないことが明らかとなった場合
- (4) 第5条第2項の規定に基づく交付要綱の規定に登録生産者が従わなかった場合

(標準的販売価格の算出)

第11条 標準的販売価格（畜産経営安定法第3条第4項の標準的販売価格をいう。以下同じ。）は、畜産経営安定法施行規則第9条各項の規定に基づき算出した額とする。

2 肉用牛についての標準的販売価格の算出に当たっては、次に掲げる市場等における肉用牛の格付枝肉（畜産経営安定法施行規則第9条第1項第1号に規定する肉用牛の格付枝肉をいう。以下同じ。）の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとする。

(1) 卸売市場法（昭和46年法律第35号）第4条第6項に規定する中央卸売市場のうち仙台市中央卸売市場食肉市場、さいたま市食肉中央卸売市場、東京都中央卸売市場食肉市場、横浜市中央卸売市場食肉市場、名古屋市中卸売市場南部市場、京都市中央卸売市場第二市場、大阪市中卸売市場南港市場、神戸市中卸売市場西部市場、広島市中卸売市場食肉市場及び福岡市中卸売市場食肉市場

(2) 卸売市場法第13条第6項に規定する地方卸売市場のうち株式会社茨城県中央食肉公社食肉地方卸売市場、栃木県食肉地方卸売市場、群馬県食肉地方卸売市場、川口食肉地方卸売市場、山梨食肉地方卸売市場、岐阜市食肉地方卸売市場、浜松市食肉地方卸売市場、地方卸売市場東三河食肉流通センター、四日市市食肉地方卸売市場、姫路市食肉地方卸売市場、兵庫県加古川食肉地方卸売市場、西宮市食肉地方卸売市場、岡山県営食肉地方卸売市場、香川県坂出食肉地方卸売市場及び佐世保市地方卸売市場食肉市場

(3) 前2号に掲げる市場以外の市場等であって、理事長が別に定めるところにより肉用牛の格付枝肉の売買に係る総取引高及び取引数量の提供を受けた市場等

3 肉豚についての標準的販売価格の算出に当たっては、前項第1号及び第2号に掲げる市場等における肉豚の格付枝肉（畜産経営安定法施行規則第9条第2項第1号に規定する肉豚の格付枝肉をいう。）の売買に係る総取引高及び取引数量を用いるものとする。

(標準的生産費の算出)

第12条 標準的生産費（畜産経営安定法第3条第4項の標準的生産費をいう。）

以下同じ。)は、畜産経営安定法施行規則第10条各項に基づき算出した額とする。

(交付金として支払う額の算出)

第13条 機構が登録生産者に対し交付金として支払う額は、畜産経営安定法施行規則第6条各項で定める期間及び肉用牛又は肉豚の生産者ごとに、次の算式により算出される交付金の額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）から積立金から支払われる額（第24条第4号の規定により、登録生産者に対し同条の規定に基づき機構が管理を行う積立金から支払われる額をいう。以下同じ。）を控除した額を合算して得た額とする。

$$((\text{標準的生産費} - \text{標準的販売価格}) \times 100 \text{分の} 90) \times \text{交付対象頭数}$$

ただし、標準的生産費と標準的販売価格との差額が1円未満の場合には、機構は交付金を支払わないものとする。

2 前項において規定する交付対象頭数は、肉用牛にあつては畜産経営安定法告示第4条において規定する肉用牛の品種の区分ごと及び登録生産者の負担金の納付先ごとの頭数を、肉豚にあつては畜産経営安定法告示第7条において規定する肉豚の品種の区分ごとの頭数を、それぞれ用いるものとする。

3 登録生産者の負担金の納付先が積立金管理者である場合には、前項中「及び登録生産者」とあるのは「登録生産者」と、「納付先ごと」とあるのは「納付先ごと及び積立金管理者の業務区域ごと」とする。

(交付金として支払う額の支払期日)

第14条 機構は、登録生産者に対し、毎年度、次の表の左欄に掲げる期間ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる支払月の末日までに、前条第1項の規定により算出された額を支払うものとする。ただし、次条の規定の適用がある場合は、この限りでない。

期間	支払月
4月から6月まで	8月
7月から9月まで	11月
10月から12月まで	翌年2月
翌年1月から3月まで	翌年5月

(交付金として支払う額の支払いの繰延べ)

第15条 機構は、登録生産者に対し交付金として支払う額の一部又は全部を、予算上の制約その他やむを得ない事情により前条に規定する支払期日までに支払うことができない場合には、当該額の一部又は全部を次回以後の交付金として支払う額の支払期日に合わせて支払うことができるものとする。

2 機構は、登録生産者に対し交付金として支払う額と積立金から支払われる額とを合算して得た額が100円に満たない場合には、あらかじめ、登録生産者

の同意を得て、当該合算して得た額を次回以後の交付金として支払う額の支払期日に合わせて支払うことができるものとする。

(附帯業務)

第16条 機構は、機構法第10条第7号の規定により、第5条の業務に附帯する業務として、畜産経営安定法第3条第1項第1号ロに規定する支払を行うものとする。

2 機構は、前項の支払に係る政府以外の者から拠出された資金（次節第1款の負担金をいう。）を独立行政法人農畜産業振興機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年農林水産省令第104号）第11条に規定する畜産業振興資金（以下「畜産業振興資金」という。）に充てるものとする。この場合において、機構は、第81条に規定する畜産業振興資金管理規程（以下「畜産業振興資金管理規程」という。）の定めるところにより、当該資金を畜産業振興資金に属する他の資金と区別して管理し、前項の業務に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができるものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の業務について準用する。

第2節 負担金及び積立金

第1款 負担金

(負担金の納付の対象となる肉用牛又は肉豚)

第17条 負担金の納付の対象となる肉用牛は、登録生産者の申請により次条の規定に基づき、機構の備える肉用牛個体登録台帳への登録をしたものとする。

2 負担金の納付の対象となる肉豚（畜産経営安定法告示第1条第2項の理事長が定めるものをいう。）は、毎年度、理事長が別に定めるところにより、登録生産者の申請に基づき機構が承認した頭数とする。

(肉用牛個体登録台帳への登録等)

第18条 機構は、登録生産者の申請に基づき、負担金の納付の対象となる肉用牛を肉用牛個体登録台帳に登録するものとする。

2 前項の申請は、肉用牛が満14月齢に達する日までのものに行うことができるものとし、登録生産者が飼養する肉用牛であって満6月齢以上のものについては、全頭について行うものとする。

3 機構は、第1項の申請が次に掲げる要件をいずれも満たしていると認める場合には、同項の申請に係る肉用牛が満17月齢に達する日までに、同項の登録を行うものとする。

(1) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第3条に基づく牛個体識別台帳に登録された事項により、肉用牛の個体識別番号、生年月日、性別、品種、導入年月日及び飼養場所が確認できること。

(2) 登録生産者の所有に属することが書類により確認できること。

4 次に掲げる場合には、第2項中「肉用牛が満14月齢に達する日」とあるのは「理事長が別に定める日」とする。

(1) 第7条第1号、第2号イ又は第3号に該当する場合

(2) 前号に掲げる場合のほか、災害又は家畜伝染病により、登録生産者の飼養地で飼養する肉用牛について、満14月齢に達する日までに第1項の申請を行うことが困難であると認められる場合

5 第7条第1号及び第3号並びに前項第2号に掲げる場合には、第3項中「満17月齢に達する日」とあるのは「理事長が別に定める日」とする。

6 機構は、やむを得ない事情により登録生産者から申し出があった場合には、第1項の規定による肉用牛の登録を削除するものとする。

(負担金単価の決定)

第19条 理事長は、毎年度、肉用牛にあつては品種の区分ごと及び第5条第1項第4号ホに規定する都道府県の区域ごとに、肉豚にあつては品種の区分ごとに、それぞれ、それらの1頭当たりの負担金の単価（以下「負担金単価」という。）を定めるものとする。

2 負担金単価は、積立金の額が、積立金からの支払に要する費用の予想額に照らして十分なものとなるように定めるものとする。

3 理事長は、第1項の規定に基づき負担金単価を定める場合には、あらかじめ農林水産省畜産局長に協議するものとする。

4 理事長は、負担金単価を定めた場合には、遅滞なく、これを公表するものとする。

5 理事長は、十分な額の積立金の確保のため必要がある場合、農林水産省畜産局長からの要請がある場合その他やむを得ない事情がある場合には、年度の途中であっても、負担金単価を変更することができるものとする。

6 第1項から第4項までの規定は、負担金単価の変更について準用する。

(機構への負担金の納付期限)

第20条 機構は、負担金の納付を機構に対して行う登録生産者に、前条第1項の規定により定められた負担金単価（前条第5項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。第24条第1号において同じ。）に肉用牛又は肉豚の品種の区分ごとの頭数を乗じた額を合算して得た負担金を、畜産経営安定法告示第1条第1項又は第2項に定める期限までに機構へ納付させるものとする。ただし、次条に規定する場合は、この限りでない。

(負担金の納付期限の特例)

第21条 理事長は、登録生産者が次に掲げるいずれかの事由に該当すると認めるときは、畜産経営安定法告示第1条第3項の規定に基づき、登録生産者の負担金の納付期限を別に定めるものとする。

(1) 災害又は家畜伝染病により、前条に定める期限までに負担金を納付する

ことが困難である場合

- (2) 肉用牛にあつては、前条に定める期限前に販売された場合
- (3) 肉用牛にあつては、前業務対象年間終了後に第26条第1項に規定する返還の対象となった場合
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、登録生産者が負担金の納付を遅らせることにつき緊急の必要その他やむを得ない事情があるものとして理事長が認める場合

- 2 登録生産者が納付すべき負担金の一部又は全部を登録生産者以外の者が納付する場合における当該登録生産者以外の者が納付する額（第24条において「その他負担金」という。）についての納付期限は、理事長が別に定めるものとする。

第2款 積立金

（積立金管理者への通知）

第22条 機構は、肉用牛の登録生産者が積立金管理者に負担金を納付する場合には、次に掲げる情報を積立金管理者に提供するものとする。

- (1) 第5条第1項第2号の規定に基づく生産者の登録に関する情報
- (2) 第5条第1項第4号の規定に基づく交付金の交付に関する情報
- (3) 第18条第1項の規定に基づく肉用牛個体登録台帳への登録に関する情報
- (4) 前条第1項の規定に基づき理事長が定めた負担金の納付期限の特例に関する情報

（積立金管理者による積立金の管理状況の確認）

第23条 機構は、積立金管理者から、毎月、積立金の管理状況について報告を受けることにより、積立金管理者において十分な額の積立金が確保されていることを確認するものとする。

（機構による積立金の管理）

第24条 機構は、第16条第1項の附帯業務を行うため、次のとおり積立金の管理を行うものとする。

- (1) 第19条第1項の規定により定められた負担金単価に肉用牛又は肉豚の品種の区分ごとの頭数を乗じて得た負担金（その他負担金がある場合には、負担金からその他負担金を控除して得た額）を、登録生産者へ請求する。
- (2) その他負担金がある場合には、これを納付する登録生産者以外の者へ請求する。
- (3) 負担金及びその他負担金については、第16条第2項の定めるところにより管理し、次号による支払に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができるものとする。
- (4) 交付金が交付される場合に、登録生産者に対し、第13条第1項の算式により算出された額の4分の1に相当する額（1円未満の端数が生じたとき

は、これを切り上げた額)を積立金から支払うものとする。

(準用)

第25条 第14条及び第15条第1項の規定は、機構が登録生産者に対して積立金から支払う場合について準用する。この場合において、第15条第1項中「予算上の制約」とあるのは「十分な積立金が確保されていないこと」と読み替えるものとする。

(業務対象年間の終了時における積立金からの返還)

第26条 機構は、各業務対象年間の終了後、肉用牛に係る積立金に残額が生じる場合には、当該残額の範囲内で、負担金を納付した登録生産者及び登録生産者以外の者(業務対象年間終了前に第10条第2号から第4号までに掲げるいずれかの事由により登録の取消しを受けた者を除く。以下同じ。)に対し、それぞれが納付した負担金の額(第5条第1項第3号に規定する販売の事実が確認されていない肉用牛に係るものに限る。)に応じて按分して得た額を、それぞれが納付した負担金の額を限度として返還するものとする。

2 機構は、前項の規定による返還を行ってもなお肉用牛に係る積立金に残額が生じる場合には、負担金を納付した登録生産者及び登録生産者以外の者に対し、それぞれが納付した負担金の額(前項の規定による返還の基礎とされるものを除く。)に応じて按分して得た額を返還するものとする。

第27条 機構は、各業務対象年間の終了後、肉豚に係る積立金に残額が生じる場合には、当該残額の範囲内で、負担金を納付した登録生産者及び登録生産者以外の者に対し、それぞれが納付した負担金の額に応じて按分して得た額を返還するものとする。

第3章 加工原料乳についての生産者補給交付金等及び集送乳調整金
(生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付)

第28条 機構は、畜産経営安定法第4条の規定により、対象事業者(畜産経営安定法第2条第4項の対象事業者をいう。次条において同じ。)に対し、生産者補給交付金(畜産経営安定法第4条の生産者補給交付金をいう。以下この章において同じ。)又は生産者補給金(同条の生産者補給金をいう。)(以下この章において「生産者補給交付金等」と総称する。)を交付するものとする。

2 機構は、畜産経営安定法第14条の規定により、指定事業者(畜産経営安定法第10条第1項の指定事業者をいう。以下この章において同じ。)に対して、集送乳調整金(畜産経営安定法第14条の集送乳調整金をいう。以下同じ。)を交付するものとする。

(生産者補給交付金等及び集送乳調整金の金額)

第29条 生産者補給交付金等の金額は、畜産経営安定法第5条第3項の規定により農林水産大臣から交付対象数量の通知を受けた対象事業者(以下この条において「交付対象事業者」という。)ごと及び会計年度の四半期ごとに、

次の算式により算出される額とする。

(畜産経営安定法第8条第1項の生産者補給金単価) × (加工原料乳の数量)

(注) 加工原料乳の数量は、畜産経営安定法第7条第2項により、農林水産大臣又は都道府県知事が交付対象事業者ごとに認定し、機構に通知した数量とする(次項において同じ。)

- 2 集送乳調整金の金額は、指定事業者ごと及び会計年度の四半期ごとに、次の算式により算出される額とする。

(畜産経営安定法第15条第2項の集送乳調整金単価) × (加工原料乳の数量)

(生産者補給交付金及び集送乳調整金の交付の条件等)

第30条 理事長は、生産者補給交付金又は集送乳調整金の交付の決定をする場合には、畜産経営安定法第9条又は第16条の規定に従い生産者補給金又は集送乳調整金が生乳の生産者に交付されるよう条件を付するものとする。

- 2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第17条の規定により、生産者補給交付金又は集送乳調整金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 補助金適正化法第13条又は第16条の命令を発した場合

(生産者補給交付金等交付要綱)

第31条 機構は、生産者補給交付金等及び集送乳調整金の交付を行うに当たっては、あらかじめ、交付に必要な事項を定めた交付要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

第4章 指定乳製品等の輸入、売渡し、交換及び保管

第1節 指定乳製品等の輸入、売渡し

第1款 輸入

(指定乳製品等の輸入)

第32条 機構は、国際約束に従って農林水産大臣が定めて通知する数量の指定乳製品等(指定乳製品(畜産経営安定法第2条第3項の指定乳製品をいう。以下同じ。))又は畜産経営安定法施行令第9条の乳製品をいう。以下同じ。)を輸入するものとする。

- 2 機構は、前項の規定によるほか、指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合には、農林水産大臣の承認を受けて、指定乳製品等を輸入することができる。

(実施要綱)

第33条 機構は、前条の輸入の業務及び指定乳製品等の買入れの業務を実施するに当たっては、あらかじめ当該業務の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

第2款 売渡し

(売渡しを行う場合)

第34条 機構は、次に掲げる場合には、その保管する指定乳製品等を売り渡すものとする。

(1) 指定乳製品の価格が著しく騰貴し、又は騰貴するおそれがあると認められる場合。

(2) 指定乳製品の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、指定乳製品の消費の安定に資することを旨として農林水産大臣が指示する方針によるとき。

(売渡しの方法)

第35条 前条の指定乳製品等の売渡しは、一般競争入札の方法により行うものとする。

2 機構は、前項の規定にかかわらず、一般の競争に付することを不相当と認める場合又は販売予定数量が5トンを超えない場合には、指名競争入札の方法により売り渡すことができる。

3 機構は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、随意契約の方法により売り渡すことができる。

(1) 特定の用途に供する場合

(2) 急迫の際競争の方法による暇がない場合

(3) 売渡予定数量が1トンを超えない場合

(4) 競争入札に付しても入札者がいない場合又は再度の入札に付しても落札者がいない場合

(5) その他競争に付することを不相当と認める場合

4 前項各号に掲げる場合においては、指名競争に付することを妨げない。

5 機構は、第1項から第3項までの売渡しの場合には、当該売渡しに係る指定乳製品等の売渡予定価格を定めるものとする。

6 機構は、前条第1号に掲げる場合に該当して売り渡す指定乳製品等にあつては、その品質、受渡場所、保管期間、保管費用、時価等を勘案して売渡予定価格を定めるものとする。

(競争入札の公告等)

第36条 機構は、一般競争入札又は指名競争入札の方法に係る前条の売渡しをしようとするときは、入札の期日の前日から起算して少なくとも5日前に、次に掲げる事項について一般競争入札にあつては公告し、指名競争入札にあつては入札者に通知するものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所

(3) 競争執行の場所及び日時

(4) 入札の保証金に関する事項

(5) その他必要な事項

(入札保証金)

第37条 機構は、第35条の規定により一般競争入札又は指名競争入札を行おうとするときは、その競争に加わろうとする者をして、その者の見積もる金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせるものとする。ただし、その必要がないと認められるときは、その全部又は一部を納めさせないことができる。

(特別売渡し)

第38条 機構は、第34条の規定にかかわらず、次の場合には、加工原料乳(畜産経営安定法第2条第2項の加工原料乳をいう。以下同じ。)及び指定乳製品等の時価に悪影響を及ぼさないような方法でその保管する指定乳製品等を売り渡すことができる。

(1) その保管する指定乳製品の数量が、その種類ごとに、当該事業年度における当該指定乳製品の国内生産予想量の12分の1に相当する数量を超えるに至った場合

(2) その保管する指定乳製品等の保管期間が1年を超えるに至った場合

(3) 管理上の必要がある場合

(4) 農林水産大臣が指定する用途に供する場合

2 前項の売渡しの方法については、第35条第1項から第5項までの規定を準用する。

3 第46条の規定による交換によって機構が取得した指定乳製品等の第1項第2号の期間の計算については、交換前の当該指定乳製品等の保管期間は、交換後の当該指定乳製品等の保管期間に通算するものとする。

(競争入札の公告等)

第39条 機構は、一般競争入札又は指名競争入札の方法に係る前条の売渡しをしようとするときは、入札の期日の前日から起算して少なくとも5日前に、次に掲げる事項について一般競争入札にあっては公告し、指名競争入札にあっては入札者に通知するものとする。

(1) 競争入札に付する事項

(2) 契約条項を示す場所

(3) 競争執行の場所及び日時

(4) 入札の保証金に関する事項

(5) その他必要な事項

(競争入札参加者の制限)

第40条 機構は、機構の指定乳製品等の売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から1年を経過しない者を、第35条第1項又は第2項の規定により行う一般競争入札又は指名競争入札に加わらせないことができる。

(売渡しをしない場合)

第41条 機構は、次の各号の一に該当すると認める者には、その保管する指定乳製品等の売渡しをしないものとする。

(1) 機構の指定乳製品等の売渡しの契約に違反し、その違反行為をした日から1年を経過しない者

(2) 買入れが買占めその他による不当な利得を目的としていると認められる者

(売渡しの附帯条件)

第42条 機構は、加工原料乳、飲用牛乳又は指定乳製品の価格を安定するため特に必要があるときは、指定乳製品等の売渡しをするに当たって、その相手方に対し、当該売渡しに係る指定乳製品等（これを原料又は材料として製造したものを含む。）の譲渡又は使用に関し、時期又は用途の指定、価格の制限その他必要な条件を付することができる。

(売渡契約の成立)

第43条 機構は、指定乳製品等の売渡しの決定をしたときは、当該売渡しの相手方にその旨を通知する。当該指定乳製品等の売渡しの契約は、当該通知を受けた売渡の相手方が次条に定める契約保証金を機構に納付し又はこれに代わるべき担保を機構に提供することにより成立するものとする。

(契約保証金)

第44条 機構は、指定乳製品等の売渡契約を締結しようとするときは、その契約の相手方に対し、現金又は国債若しくは地方債をもって契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせるものとする。

2 前項の規定による保証金の納付は、現金、国債及び地方債以外の機構が確実に認める担保の提供をもって、これに代えることができる。

3 機構は、随意契約により売渡しをする場合においては、保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

第2節 指定乳製品等の保管及び交換

(保管)

第45条 機構は、第32条の規定により輸入した指定乳製品等の品質を保全するに足る保管施設に寄託して保管するものとする。

(交換)

第46条 機構は、その保管する指定乳製品等の品質の低下により著しい損失を生ずるおそれがある場合は、これを同一の規格及び数量の指定乳製品等と交換することができる。この場合において、その価格が等しくないときは、その差額を金銭で精算するものとする。

第5章 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

第1節 一般輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

(売渡し及び買戻しの申込み)

第47条 機構は、畜産経営安定法第18条第1項に規定する者が同項の規定により指定乳製品等の売渡しの申込みをしようとするときは、当該指定乳製品等につき関税法（昭和29年法律第61号）第67条の規定による輸入の申告（以下「輸入申告」という。）の日の前日までに、売渡申込書を提出させて行わせるものとする。ただし、機構がやむを得ない事情があると認める場合には、当該指定乳製品等の輸入申告の日においても、輸入申告の前に売渡しの申込みをさせることができる。

2 機構は、前項の規定による売渡しの申込みと併せて、当該売渡しの申込みに係る指定乳製品等の買戻しの申込みをさせるものとする。

（担保の提供）

第48条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、畜産経営安定法第20条第3項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、当該申込みに添えて、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、当該指定乳製品等の売渡しの対価と買戻しの対価との差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債（特別の法律により法人が発行する債券を含む。以下同じ。）とし、この場合における担保の価額は、機構が定めるところによるものとする。

3 提供された担保には、利子を付さない。

（申込みに対する承諾）

第49条 機構は、第47条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく（前条第1項の規定により担保を提供すべき旨を当該申込みをした者に通知した場合には、当該通知に係る担保の提供があった後遅滞なく）、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る指定乳製品等の畜産経営安定法第20条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前2項の承諾は、買入れ及び売戻しの承諾書を交付してするものとする。

4 当該指定乳製品等の買入れ及び売戻しの契約（以下この節において「買入・売戻契約」という。）は、前項の承諾書を交付することにより成立するものとする。

（輸入許可等の確認）

第50条 機構は、買入・売戻契約に係る指定乳製品等につき関税法第67条の規定による輸入の許可（同法第73条第1項に規定する承認がされたときは、当該承認。以下「輸入許可等」という。）がされたときは、当該契約の相手方に、速やかに当該指定乳製品等について輸入許可等がされたことを証する書

面（以下「輸入許可書等」という。）を提示させるものとする。ただし、機構が支障がないと認めるときは、当該指定乳製品等についての輸入許可書等の写しの提出をもってこれに代えさせることができる。

（所有権の移転時期等）

第51条 買入・売戻契約に係る指定乳製品等の所有権は、当該指定乳製品等につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該指定乳製品等の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、買入・売戻契約に係る指定乳製品等についての危険負担を負わないものとする。

（買入れ及び売戻しの数量）

第52条 買入・売戻契約により機構が買入れ、かつ、売り戻す指定乳製品等の数量は、第47条第1項の売渡申込書に記載された数量（当該数量が、第62条第1項の規定により変更された場合には、その変更後の数量）によるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、買入・売戻契約に係る指定乳製品等についての輸入許可等の数量が前項の数量に満たない場合であって、その数量が異なったことについて当該契約の相手方にやむを得ない事情があったと機構が認めたときは、機構は、その契約の数量を当該輸入許可等の数量に改めることができる。

（買入れの価額）

第53条 買入・売戻契約に係る指定乳製品等の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告をすべき価額とする。

（売戻しの価額）

第54条 買入・売戻契約に係る指定乳製品等の売戻しの価額は、平成7年2月24日農林水産省告示第302号の第1号で定める金額（以下「告示第1号で定める金額」という。）に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、前条の買入れの価額に加えて得た額とする。

（加算額の減額）

第55条 機構は、買入・売戻契約に係る指定乳製品等が機構への売渡し前に変質したものである場合であって、かつ、畜産経営安定法施行規則第25条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、前条の規定により加算する額を減額することができる。

2 前項の規定により機構が減額することができる額は、告示第1号で定める金額に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額とする。

(対価の支払等)

第56条 機構は、買入・売戻契約に係る指定乳製品等につき輸入許可等がされたときは、当該指定乳製品等の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下この節において「売買差額」という。）を機構が定める期限までに機構に納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

第57条 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨を当該契約に係る指定乳製品等の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、その納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

2 機構は、買入・売戻契約の相手方が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入許可等を受けようとする指定乳製品等に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨を機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受ける指定乳製品等に係る売買差額の納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

3 機構は、前2項の規定により指定乳製品等に係る売買差額の納期限を延長した場合は、機構が定める期間内に納付すべき旨の納付通知書を、当該買入・売戻契約の相手方に交付するものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第58条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供した金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

(担保の返還)

第59条 機構は、第56条又は第57条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときは、遅滞なく、担保を返還するものとする。

(延滞金)

第60条 機構は、第56条又は第57条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより、延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第61条 機構は、第56条又は第57条第3項の納付通知書に指定された期限から機構が定める日数を経過してもなお売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る債務を履行させるものとする。

(契約の変更及び解除)

第62条 機構は、第52条、第53条及び第54条の規定にかかわらず、買入・売戻契約に係る指定乳製品等について、契約後に数量、価格等が変更となった場合であつて機構が必要と認めるときは、当該買入・売戻契約の相手方の同意を得て、その契約の数量、価格等を変更することができる。

2 機構は、買入・売戻契約に係る指定乳製品等の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該買入・売戻契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 当該契約に係る指定乳製品等の輸入申告が著しく遅延し、又は履行不能となったとき。

(2) 当該契約に係る指定乳製品等の輸入許可等がなされなかったとき。

(3) 相手方が、当該契約に係る指定乳製品等につき輸入申告をした後で輸入許可がされる前に、関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）第8条の5第2項において準用する関税定率法（明治43年法律第54号）第9条の2の規定による関税割当てを受けたとき。

(4) その他、機構が適当と認めるとき。

3 機構は、前項の規定により買入・売戻契約を解除したときは、機構が別に定めるところにより、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保を当該契約の相手方に返還するものとする。

第2節 用途外使用に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

(契約締結の申込み)

第63条 機構は、畜産経営安定法第18条第2項に規定する者が同項の規定により契約の締結の申込みをしようとするときは、当該指定乳製品等の輸入申告の日の前日までに、契約締結申込書を提出させて行わせるものとする。ただし、機構がやむを得ない事情があると認める場合には、当該指定乳製品等の輸入申告の日においても、輸入申告の前に契約の締結の申込みをさせることができる。

(契約締結の申込みに対する承諾等)

第64条 機構は、前条の規定による契約の締結の申込みを受けたときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、契約の締結の承諾をするものとする。

2 前項の承諾は、契約の締結の承諾書を交付してするものとする。

3 畜産経営安定法第18条第2項の規定による契約（以下この節において「輸

入前契約」という。)は、前項の承諾書を交付し、かつ、同項に規定する者と契約書を取り交わすことにより成立するものとする。

(売渡し及び買戻しの申込み)

第65条 機構は、畜産経営安定法第18条第2項に規定する者が輸入前契約に基づく指定乳製品等の売渡しの申込みをしようとするときは、売渡申込書を提出させて行わせるものとする。

2 機構は、前項の規定による売渡しの申込みと併せて、当該売渡しの申込みに係る指定乳製品等の買戻しの申込みをさせるものとする。

(担保の提供)

第66条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、畜産経営安定法第22条において準用する畜産経営安定法第20条第1項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、当該申込みに添えて、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、当該指定乳製品等の売渡しの対価と買戻しの対価との差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構が定めるところによるものとする。

(売渡し及び買戻しの申込みに対する承諾等)

第67条 機構は、第65条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る指定乳製品等の畜産経営安定法第22条において準用する畜産経営安定法第20条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前2項の承諾は、買入れ及び売戻しの承諾書を交付してするものとする。

4 当該指定乳製品等の買入れ及び売戻しの契約（以下この節において「用途外買入・売戻契約」という。）は、前項の承諾書を交付することにより成立するものとする。

(所有権の移転時期等)

第68条 用途外買入・売戻契約に係る指定乳製品等の所有権は、当該指定乳製品等につき前条第4項の規定による用途外買入・売戻契約が成立したときに、当該指定乳製品等の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、用途外買入・売戻契約に係る指定乳製品等についての危険負担を負わないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

第69条 用途外買入・売戻契約により機構が買い入れ、かつ、売り戻す指定乳製品等の数量は、第65条第1項の売渡申込書に記載された数量によるものとする。

(買入れの価額)

第70条 用途外買入・売戻契約に係る指定乳製品等の買入れの価額は、当該指定乳製品等について輸入申告がされた価額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額とする。

(売戻しの価額)

第71条 用途外買入・売戻契約に係る指定乳製品等の売戻しの価額は、平成7年2月24日農林水産省告示第302号の第2号で定める金額(以下「告示第2号で定める金額」という。)に、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額を、前条の買入れの価額に加えて得た額とする。

(加算額の減額)

第72条 機構は、用途外買入・売戻契約に係る指定乳製品等が機構への売渡し前に変質したものである場合であって、かつ、畜産経営安定法施行規則第27条において準用する畜産経営安定法施行規則第25条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、前条の規定により加算する額を減額することができる。

2 前項の規定により機構が減額することができる額は、次の各号に掲げる額を加えて得た額とする。

(1) 告示第2号で定める金額(消費税及び地方消費税の額に相当する金額を除く。)に変質による価値の減少に基づき当該指定乳製品等の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。)が低下した割合を乗じて得た額に、当該指定乳製品等の数量を乗じて得た額

(2) 前号の額に係る消費税及び地方消費税の額に相当する金額

(対価の支払等)

第73条 機構は、用途外買入・売戻契約に係る指定乳製品等の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額(以下この節において「売買差額」という。)を機構が定める期限までに機構に納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第74条 機構は、用途外買入・売戻契約の相手方から担保として提供した金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

3 前項の規定による売買差額への充当を行ったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

(担保の返還)

第75条 機構は、第73条の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときは、遅滞なく、担保を返還するものとする。

(延滞金)

第76条 機構は、第73条の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより、延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第77条 機構は、第73条の納付通知書に指定された期限から機構が定める日数を経過してもなお売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る債務を履行させるものとする。

第6章 畜産業振興事業に対する補助等

(畜産業振興事業に対する補助)

第78条 機構は、機構法第10条第2号の規定に基づき、機構法施行規則第1条に規定する事業（以下「畜産業振興事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費につき補助するものとする。

2 機構は、畜産業振興事業に対する補助を行うに当たっては、あらかじめ、当該事業の実施基準その他当該事業の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも同様とする。

(附帯業務)

第79条 機構は、機構法第10条第7号の規定により、前条第1項の業務に附帯する業務として、機構法施行規則第1条第5号に規定する肉用牛の生産の合理化のための事業、同条第13号に規定する加工原料乳の取引価格の変動により生ずる損失を利用者の積立金により補填する事業及び同条第21号に規定する豚肉の取引価格又は生産費の変動により生ずる損失の補填を受けるために機構に資金を拠出する事業を行う者に対し、政府以外の者から拠出された資金を財源として、当該事業に要する資金の交付を行うものとする。

2 政府以外の者から拠出された資金については、第81条に規定する畜産業振興資金管理規程の定めるところにより、畜産業振興資金に属する他の資金と区別して管理し、前項の業務に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の業務について準用する。

(補助金の交付の条件)

第80条 理事長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の対象となる畜産業振興事業を行う者（以下「畜産業補助事業者」という。）は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。

イ 畜産業振興事業に要する経費の配分の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合。

ロ 畜産業振興事業の内容の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

ハ 畜産業振興事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 畜産業振興事業にあつては、畜産業補助事業者は、畜産業振興事業が予定の期間内に完了しない場合又は畜産業振興事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。

2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。

(1) 補助金適正化法第10条第1項及び第17条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 補助金適正化法第13条又は第16条の命令を発した場合

（畜産業振興資金管理規程）

第81条 機構は、第2章及び第6章の業務に関する資金の管理に当たっては、あらかじめ、その運営に関する事項を定めた畜産業振興資金管理規程を定めるものとする。

第7章 肉用子牛についての生産者補給交付金等

（生産者補給交付金等の交付）

第82条 機構は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という。）第6条第1項及び第2項の規定に基づき、指定協会（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第24条の3の5に規定する都道府県肉用子牛価格安定基金協会であつて都道府県知事の指定を受けたものをいう。以下同じ。）に対し、肉用子牛についての生産者補給交付金及び生産者積立助成金（特別措置法第3条第1項第1号の生産者補給交付金及び同項第2号の生産者積立助成金をいう。以下この章において「生産者補給交付金等」という。）を交付するものとする。

（生産者補給交付金等の金額）

第83条 生産者補給交付金等の金額は、指定協会ごとに、次の算式により算出される額とする。ただし、保証基準価格（特別措置法第5条第1項の保証基準価格をいう。以下同じ。）及び合理化目標価格（同条第2項の合理化目標価格をいう。以下同じ。）が肉用子牛の品種別に定められる場合にあつては、

その品種別に当該算式により算出された金額を合計した額とする。

(1) 特別措置法第3条第1項第1号の生産者補給交付金

イ 平均売買価格(特別措置法第5条第3項の平均売買価格をいう。以下同じ。)が保証基準価格を下回り、かつ、合理化目標価格以上であるとき。

(保証基準価格－平均売買価格)×頭数

ロ 平均売買価格が合理化目標価格を下回るとき。

(保証基準価格－合理化目標価格)×頭数

(注) イ及びロの頭数は、特別措置法第10条の規定により指定協会が確認をした頭数とする。

(2) 特別措置法第3条第1項第2号の生産者積立助成金

指定協会が生産者積立金の積立てに要する経費の2分の1以内

(生産者補給交付金等の交付の条件等)

第84条 理事長は、特別措置法第3条第1項第1号の生産者補給交付金の交付の決定をする場合には、特別措置法第11条の規定に従い生産者補給金が肉用子牛の生産者に交付されるよう条件を付するものとする。

2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。

(1) 補助金適正化法第17条の規定により、生産者補給交付金等の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 補助金適正化法第13条又は第16条の命令を発した場合

(生産者補給交付金交付要綱及び生産者積立助成金交付要綱)

第85条 機構は、生産者補給交付金等の交付を行うに当たっては、あらかじめ、交付に必要な事項を定めた生産者補給交付金交付要綱及び生産者積立助成金交付要綱を定め、公表するものとする。これらを変更したときも、同様とする。

第8章 野菜生産出荷安定業務

第1節 出荷団体及び生産者の登録

(登録を受ける資格を有する出荷団体及び生産者)

第86条 野菜生産出荷安定法(昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という。)

第10条第1項の登録を受ける資格を有する出荷団体は、対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜をいう。以下同じ。)を出荷する次に掲げる法人その他の団体であって、少なくとも一の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全部又は一部とするものとする。

(1) 農業協同組合

(2) 農業協同組合連合会

(3) 事業協同組合又は協同組合連合会(登録前3年間の各年において当該対象野菜(野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。以下この号

において同じ。)をその生産者の委託(対象野菜の出荷につきその生産者の委託を受けた者の委託及び当該対象野菜の出荷につき順次された委託を含む。以下同じ。)を受けて出荷したものに限る。)

- (4) 前各号に掲げる法人のほか、農業協同組合又は農業協同組合連合会が主たる構成員となっている法人その他の団体(当該対象野菜の出荷の事業を行うことを主な目的とするものであって、次に掲げる要件を備えている規約を有するものに限る。)

イ 委託生産者に対する生産者補給金(第94条第1号又は第123条第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の交付の方法が衡平を欠くものでないこと。

ロ 代表者の選任の手続を明らかにしていること。

ハ 代表権の範囲を不当に包括的なものとしていないこと。

ニ 当該団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。

- 2 野菜法第10条第1項の登録を受ける資格を有する生産者は、対象野菜を出荷する個人又は法人その他の団体(法人格のない団体である場合は、2以上の者が生産、出荷及び収支決算を共同して行っているものであって、その旨を規約で定めているものに限る。以下同じ。)であって、当該対象野菜の作付面積が野菜生産出荷安定法施行規則(昭和41年農林省令第36号。以下「野菜法施行規則」という。)第6条に規定する面積に達しているものとする。
(登録手続)

第87条 登録を受けようとする出荷団体又は生産者(以下「出荷団体等」という。)の申請は、細則で定める書類を機構に提出してしなければならない。登録を受けた生産者(以下「登録生産者」という。)が登録簿に記載された対象野菜の種別又は野菜指定産地を変更しようとするときも同様とする。

- 2 機構は、前項の規定により提出した書類を受理した場合において、登録を申請した出荷団体等が次の各号の一に該当しないと認められるときは、あらかじめ備えた登録簿に細則で定める事項を記載することにより登録するものとする。

(1) 第86条に規定する登録を受ける資格を有していない者であるとき。

(2) 第90条の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者であるとき。

- 3 機構は、前項の規定により登録したときは、登録を申請した出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人(野菜価格の安定を目的として都道府県の区域を単位として設立された一般社団法人又は一般財団法人をいう。以下同じ。)その他の者(以下「野菜価格安定法人等」

という。)であって登録に関する業務の一部を委託した者に通知するものとする。

(報告)

第88条 登録生産者は、細則で定める期限までに、登録簿に記載された対象野菜の前年の作付面積及び当該年の作付計画面積を機構に報告するものとする。ただし、次条の規定に基づき登録生産者の資格を喪失した旨の届出があった場合は、この限りでない。

(届出)

第89条 第87条第2項の規定による登録を受けた出荷団体等（以下「登録出荷団体等」という。）がその資格を失い、又は次の各号に掲げる者ごとに当該各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なくその旨を書面で機構に届け出なければならない。

(1) 登録を受けた出荷団体（以下「登録出荷団体」という。）

- イ 名称
- ロ 事務所の所在地
- ハ 代表者の役職及び氏名
- ニ 地区
- ホ 定款又は規約

(2) 個人である登録生産者

- イ 氏名
- ロ 住所

(3) 前号以外の登録生産者

- イ 名称
- ロ 事務所の所在地
- ハ 代表者の役職及び氏名
- ニ 定款又は規約

(登録の取消し)

第90条 機構は、登録出荷団体等が次の各号の一に該当するに至ったときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 登録出荷団体等たる資格の喪失
- (2) 解散
- (3) 死亡

2 機構は、登録出荷団体等が次の各号の一に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- (1) 1年間生産者補給交付金等の交付に関する申込みを行わなかったとき。
- (2) 負担金の納入、登録出荷団体にあつては生産者補給金の交付その他機構に対する義務の履行を怠ったとき。

- (3) 機構の業務を妨げる行為をしたとき。
- (4) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの業務方法書に違反し、その他故意又は重大な過失により、機構の信用を失わせるような行為をしたとき。
- 3 機構は、前項の取消しをしようとするときは、あらかじめ、当該登録出荷団体等に弁明の機会を与えなければならない。
- 4 機構は、第2項の規定により登録を取り消したときは、その旨及びその理由を明らかにした書面をもって、当該登録出荷団体等に通知しなければならない。この場合において、機構は、登録簿に記載されていた当該登録出荷団体等の地区又は野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人その他の者であって登録に関する業務の一部を委託した者に当該登録出荷団体等の登録を取り消した旨を通知するものとする。
- (登録の取消しの申請)
- 第91条 登録出荷団体等は、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等に係る登録を機構の事業年度の終わりにおいて取り消すべき旨の申出を機構に対して行うことができる。
- 2 機構は、前項の申出があった場合には、当該事業年度の終わりの日に当該登録出荷団体等の登録を取り消すものとする。ただし、機構の業務の遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、これと異なる日に取り消すことができる。
- 3 前条第4項の規定は、前項の規定により取り消した場合について準用する。
- (登録認定農業者等の記載等)
- 第91条の2 機構は、次に掲げる認定の通知があったときは、当該通知に係る認定農林漁業者等（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。）第6条第3項に規定する認定農林漁業者等をいう。次項において同じ。）又は認定生産方式革新事業者（農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用促進に関する法律（令和6年法律第63号。以下「スマート農業技術活用促進法」という。）第8条第3項に規定する認定生産方式革新事業者をいう。次項において同じ。）についてあらかじめ備えた登録簿に細則で定める事項を記載するものとする。
- (1) 六次産業化法第5条第10項の規定による総合化事業計画に係る認定の通知
- (2) スマート農業技術活用促進法第7条第8項の規定による生産方式革新実施計画に係る認定の通知
- 2 機構は、前項の規定による記載を行ったときは、当該記載に係る認定農林

漁業者等又は認定生産方式革新事業者（以下「登録認定農業者等」という。）、当該指定野菜が生産される区域を管轄する都道府県知事及び当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人等に通知するものとする。

3 機構は、登録認定農業者等が六次産業化法第6条第3項の規定により総合化事業計画の認定を取り消され、若しくはスマート農業技術活用促進法第8条第4項の規定により生産方式革新実施計画の認定の取消の通知を受けたとき又は六次産業化法第6条第4項において準用する六次産業化法第5条第10項の規定により総合化事業計画の変更の認定の通知を受け、若しくはスマート農業技術活用促進法第8条第6項において準用するスマート農業技術活用促進法第7条第8項の規定により生産方式革新実施計画の変更の認定の通知を受けたときは、登録簿の当該認定農業者等に係る記載事項を削除し、又は変更するものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定により記載事項を削除し、又は変更した場合に準用する。

5 機構は、登録認定農業者等が第90条第2項第2号から第4号までの事由に該当するときは、速やかにその旨を農林水産大臣又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則（平成23年農林水産省令第7号）第17条若しくは農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律施行規則（令和6年農林水産省令第50号）第19条の規定により権限の委任を受けた地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に通知するものとする。

（関係機関等との連携）

第92条 機構は、この節の出荷団体等及び登録認定農業者等の登録等に関する業務について、野菜価格安定法人等に細則で定めるところによりその業務の一部を委託すること等により、野菜価格安定法人等と十分連携しつつ行うものとする。

第2節 指定野菜生産者補給交付金等の交付等

第1款 総則

（用語の定義）

第93条 この節において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）対象市場群 中央卸売市場、地方卸売市場及び野菜取扱市場等（中央卸売市場又は地方卸売市場以外の野菜を取り扱う卸売市場又は野菜の卸売を行う施設であって、地方公共団体又は法人が運営するものをいう。）で一の地方ごとに細則で定めるものをいう。

（2）対象出荷期間 登録出荷団体にあつては次条の生産者補給交付金、

- 登録生産者にあつては次条の生産者補給金（以下この節において「生産者補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷時期の区分として、対象野菜ごとに細則で定める出荷期間をいう。
- (3) 業務対象年間 生産者補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、第96条の規定による区分（以下この節において「業務区分」という。）ごとに細則で定める期間をいう。
- (4) 平均販売価額 登録出荷団体が生産者の直接又は間接の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜（登録出荷団体から第100条第1項の負担金相当額の全部又は一部を賦課されていない当該登録出荷団体の直接又は間接の構成員が当該登録出荷団体に出荷を委託したものを含む。）の旬別（細則で定める対象野菜にあつては、細則で定める期間別）の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。
- (5) 保証基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して生産者補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (6) 最低基準額 対象野菜の対象市場群における平均販売価額がその額を下回った場合にはその額を平均販売価額として、登録出荷団体にあつては第95条の一般補給交付金、登録生産者にあつては同条の一般補給金（以下「一般補給交付金等」という。）が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (7) 特例申込み50 対象野菜について最低基準額の60分の50に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。
- (8) 特例申込み55 対象野菜について最低基準額の60分の55に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。
- (9) 特例申込み65 対象野菜について最低基準額の60分の65に相当する額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。
- (10) 特例申込み70 対象野菜について最低基準額の60分の70に相当する

額を最低基準額とみなして一般補給交付金等の交付を受けるべき旨の登録出荷団体等からの申込みをいう。

- (1 1) 資金造成単価 業務対象年間における生産者補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、一般補給資金にあつては業務区分ごと及び細則で定める区分（以下「産地区分」という。）ごとに、特別補給資金にあつては業務区分ごとに細則で定める額をいう。

- (1 2) 重要野菜 野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第1条に規定する指定野菜（次号において「指定野菜」という。）のうち春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ、秋冬だいこん、たまねぎ及び秋冬はくさいをいう。

- (1 3) 一般野菜 指定野菜のうち重要野菜以外のものをいう。
(業務)

第94条 機構は、指定野菜の価格の著しい低落があつた場合において、次の各号に定める業務を行う。

- (1) その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に野菜法施行規則第4条に規定する委託関係のある対象野菜の生産者（以下この節において「委託生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金（指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約に基づいて出荷する対象野菜（対象市場群を経由して出荷されるものを除く。）を対象として交付されるものを除く。以下この節において同じ。）を交付するための生産者補給交付金を交付すること。

- (2) その低落が登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。

(生産者補給交付金及び生産者補給金の区分)

第95条 前条第1号の生産者補給交付金は、価格差補給交付金とし、一般補給交付金及び特別補給交付金とする。

- 2 前条第1号及び第2号の生産者補給金は、価格差補給金とし、一般補給金及び特別補給金とする。

(業務区分)

第96条 前条の価格差補給交付金又は価格差補給金（以下この節において「価格差補給交付金等」という。）の交付の業務は、対象野菜ごと、対象市場群ごと及び対象出荷期間ごとに、区分して行うものとする。

第2款 価格差補給交付金等の交付

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第97条 登録出荷団体等は、細則で定めるところにより、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けるべき旨の申込みを行うものとする。

2 前項の申込みは、次の各号に掲げる内容を明示して行うものとする。

(1) 交付予約(価格差補給交付金等の交付に関する契約をいう。以下同じ。)に係る対象野菜の数量の産地区分ごとの内訳(以下「産地区分別交付予約数量」という。)

(2) 特例申込み50、特例申込み55、特例申込み65又は特例申込み70(第102条第1項において「特例申込み」と総称する。)をしようとする場合にあっては、その旨

(3) 一般野菜に係る業務区分が細則に定めるものに該当する場合にあっては、第95条の特別補給交付金又は特別補給金(以下「特別補給交付金等」という。)を受けるべき旨の申込みの有無

(4) 第109条第3項に規定する生産資材費高騰時の特例の対象となる業務区分に該当する場合にあっては、当該特例を受ける旨の申込みの有無

(5) 特例申込み50又は特例申込み55(重要野菜を除く。)の申込みであって、かつ、細則に定める申込みに該当するものにあっては、その旨

3 第86条第1項第3号に掲げる法人たる登録出荷団体の行う前項の規定による申込みは、その申込時の前3年間の各年において生産者の委託を受けて出荷した当該対象野菜(野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。)の種別に属するものに限り、行うことができる。

4 登録生産者が行う第1項の規定による申込みは、第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜であって、当該記載された対象野菜の種別に属するものに限り、行うことができる。

5 機構は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該登録出荷団体等、当該登録出荷団体等の当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事(以下この款において「関係都道府県知事」という。)及び細則で定める指定野菜価格安定対策資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人(以下この款において「事業実施野菜価格安定法人」という。)に通知するものとする。

(広域的な登録出荷団体等の扱い)

第98条 2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等は、前条第1項の規定による申込

みその他のこの款における価格差補給交付金等の交付に関する事務（以下この款において「価格差補給交付金等の交付に関する事務」という。）を各都道府県の区域ごと（当該登録出荷団体等の長（個人にあっては、その者。次条において同じ。）が当該一の都道府県の区域に価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者が2以上ある場合にあっては、当該委任の対象となる者の地区又は区域ごと）に行うものとする。

第99条 機構は、前条の登録出荷団体等において、当該登録出荷団体等の長が価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者がある場合であって、あらかじめその旨を当該登録出荷団体等から書面をもって通知を受け、適当と認めたときは、当該認めた者をして価格差補給交付金等の交付に関する事務の相手方とすることができる。

（負担金）

第100条 機構は、第97条第5項の規定により登録出荷団体等に通知したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとに、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）重要野菜に係る業務区分にあっては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び登録出荷団体等の負担の軽減を図るための細則で定める割合（以下「負担軽減割合」という。）を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額

（2）一般野菜に係る業務区分にあっては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価（特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額に次項第2号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額に次項第3号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額。ただし、一般補給資金造成単価については、特別補給交付金等を受けるべき旨

の申込みを行うことができる業務区分であって当該業務区分につき当該申込みがあった場合には、一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額とする（次項第2号及び第3号、第105条第2項第2号並びに第3項第2号及び第3号並びに第119条第4号から第8号までにおいても同様とする。）

- 3 前項に規定する特例申込み50及び特例申込み55に係る加算額の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 前項第1号における特例申込み50に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。

(2) 前項第2号における特例申込み50に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。

(3) 前項第2号における特例申込み55に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合及び負担軽減割合を乗ずること。

- 4 前二項の規定にかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、独立行政法人農畜産業振興機構会計規程に基づき定めた野菜勘定における資金の管理等に関する細則（以下「資金管理細則」という。）に定めるところにより設置した資金（登録出荷団体等が納入した負担金（細則で定めるものを除く。）及び第121条第1号イ又はロのいずれかに該当する場合において、同条に規定する返戻の全部又は一部がなされなかったときに、当該返戻されなかった金銭を管理するために機構が資金管理細則に定めるところにより設置した資金（以下この節において「指定特別業務資金」という。）から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下この節において「指定業務資金」という。）に残額があった業務区分について負担金を納入した登録出荷団体等又は指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の

額は、前二項の規定により算定される額から当該残額及び当該繰入れを受けた額を控除した額とする。

5 登録出荷団体等は、負担金の全額を細則で定めるところにより納入するものとする。

6 機構は、登録出荷団体等が第113条の2の負担金を軽減された業務区分の特例による交付を受ける場合は、当該登録出荷団体等に第2項に掲げる額の負担金のほか、別途追加の負担金を細則で定めるところにより負担させるものとする。

7 機構は、第1項又は前項の規定により負担金を負担させるときは、当該登録出荷団体等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第101条 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。

2 第97条及び前条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量」とあるのは「第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量の増加分」と、前条第4項中「第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額」とあるのは「第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少)

第101条の2 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。）の構成員、登録生産者又は委託生産者の農業保険法（昭和22年法律第185号）第177条に規定する農業経営収入保険（以下「収入保険」という。）の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。

2 第97条の規定は、前項の申込みについて準用する。

(交付予約の解約)

第101条の3 第97条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。

2 第97条第5項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第97条第5項中「第1項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第101条の3第1項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。

(契約の更改)

第102条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第100条第2項若しくは第3項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込書を提出して、当該変更に係る業務区分につき第97条第1項の規定による申込みの承諾により既に成立している交付予約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量、特例申込み、特別補給交付金等を受けるべき旨の申込み又は生産資材費高騰時の特例の変更を申し込むことはできないものとする。

2 第97条及び第100条の規定は、前項の申込みについて準用する。

3 第1項の申込みに係る納入すべき負担金の額は、第100条第2項及び第3項の規定により算定した額から当該業務区分に係る指定業務資金及び指定助成業務資金（第105条第4項に規定するものであって、細則で定める場合に限る。）の残額並びに指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。

(延滞金)

第103条 機構は、登録出荷団体等が負担金（細則で定めるものを除く。）をその納入期限までに支払わない場合には、細則で定めるところにより延滞金を徴するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第104条 登録出荷団体等は、機構に納入すべき負担金について相殺をもって機構に対抗することができない。

(納付金)

第105条 機構は、第97条第5項に規定する通知を行った事業実施野菜価格安定法人に対し、納付金の納付を求めるものとする。

2 前項の納付金の額は、次の各号に掲げる計算方法により業務区分ごとに算出された金額を、当該納付金の納付の対象となる業務対象年間に係るものであって当該事業実施野菜価格安定法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るものについて合計した金額とする。

(1) 重要野菜に係る業務区分にあっては、産地区分ごとの一般補給資金造成

単価と特別補給資金造成単価の合計額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量（第101条の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量。以下次号及び次項において同じ。）を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び事業実施野菜価格安定法人の納付の軽減を図るための細則で定める割合（以下「納付軽減割合」という。）を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつては、この額に次項第1号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額

- （2）一般野菜に係る業務区分にあつては、産地区分ごとの一般補給資金造成単価（特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗じて得た額（特例申込み50に係るものにあつてはこの額に次項第2号に掲げる方法により得た額を加えて得た額、特例申込み55に係るものにあつてはこの額に次項第3号に掲げる方法により得た額を加えて得た額）を合計した額

3 前項に規定する特例申込み50及び特例申込み55に係る加算額の計算方法は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1）前項第1号における特例申込み50に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額（1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。
- （2）前項第2号における特例申込み50に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額（1 銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減

割合を乗ずること。

- (3) 前項第2号における特例申込み55に係るものにあつては、業務区分ごと及び産地区分ごとに一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額（1銭未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合及び納付軽減割合を乗ずること。
- 4 前二項の規定にかかわらず、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則に定めるところにより設置した資金（事業実施野菜価格安定法人が納付した納付金又は細則で定める負担金及び指定特別業務資金から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下「指定助成業務資金」という。）に残額があつた業務区分について納付金を納付した事業実施野菜価格安定法人又は指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額は、前二項の規定により算定される額から当該残額の合計額及び当該繰入れを受けた額の合計額を控除した額とする。
- 5 機構は、登録出荷団体等が第113条の2の負担金を軽減した業務区分の交付金の特例による交付を受けた場合は、登録出荷団体等を管轄する都道府県の事業実施野菜価格安定法人に対し、第2項に掲げる額の納付金のほか、別途追加の納付金の納付を求めるものとする。
- なお、当該事業実施野菜価格安定法人に係る指定助成業務資金が不足する場合は、当該事業実施野菜価格安定法人に対し納付金の納付を求めるものとする。
- 6 機構は、第1項又は前項の規定により事業実施野菜価格安定法人に納付金の納付を求めるときは、当該事業実施野菜価格安定法人に納付金の額、納付期限及び納付方法を記載した納付通知書を送付するものとする。

（交付予約数量の増加に係る納付金）

第106条 前条の規定は、第101条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの交付予約数量の増加の申込みに係る第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。この場合において、前条第2項及び第3項中「第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量」とあるのは、「第106条において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量の増加分」と、前条第4項中「第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額」とあるのは「第106条において準用する第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の増加額」と読み替えるものとする。

(契約の更改に係る納付金)

第107条 第105条の規定は、第102条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る第97条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。

- 2 前項の登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る納付金の額は、第105条第2項及び第3項の規定により算定した額から当該業務区分に係る指定助成業務資金の残額及び指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。

(一般補給交付金等を交付する場合)

第108条 一般補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第97条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に当該対象市場群に出荷した当該対象野菜（細則で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）の平均販売価額が、その保証基準額を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。

(一般補給交付金等の金額)

第109条 対象野菜についての一般補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、旬別（第93条第4号の細則で定める対象野菜にあつては、同号の細則で定める期間別。以下この節において同じ。）に算出する産地区分ごとの一般補給交付金等単価に、当該登録出荷団体がそれぞれの産地区分に属する生産者の委託を受けて、又は当該登録生産者がそれぞれの産地区分に属する産地から直接に当該旬別の一般補給交付金等単価に対応する期間に当該対象市場群に出荷した当該産地区分ごとの対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下この款において「産地区分別旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 前項の一般補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均販売価額（平均販売価額が最低基準額（特例申込み50に係る場合にあっては最低基準額の60分の50に相当する額、特例申込み55に係る場合にあっては最低基準額の60分の55に相当する額、特例申込み65に係る場合にあっては最低基準額の60分の65に相当する額、特例申込み70に係る場合にあっては最低基準額の60分の70に相当する額。次項において同じ。）を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に細則で定める産地区分ごとの割合を乗じて得た額とする。
- 3 細則で定める生産資材費高騰時の特例の対象となる業務区分で、細則で定めるところにより生産資材費が高騰した場合の一般補給交付金等の単価は、前項の一般補給交付金等単価に細則で定める額を加えて得た額（この額が保

証基準額から最低基準額を差し引いて得た額に細則で定める産地区分ごとの割合を乗じて得た額（以下この項において「補填上限額」という。）を超える場合にあっては、補填上限額）とする。

- 4 業務区分ごと、登録出荷団体等ごと及び産地区分ごとの産地区別旬別交付対象出荷数量を合計した数量（以下この項において「産地区別交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量（第101条第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものを、第101条の2第2項において準用する第97条第5項の規定による通知に係る産地区別交付予約数量の減少分がある場合は、この減少分を差し引いたものをいう。第119条各号において同じ。）を上回る場合における第1項の一般補給交付金等単価に乗ずる数量は、同項の規定にかかわらず、産地区別旬別交付対象出荷数量を産地区別交付対象出荷合計数量で除して得た数値に当該産地区別交付予約数量を乗じて得た数量とする。

（平均販売価額等の算定）

- 第110条 第108条の平均販売価額及び前条の対象野菜の数量は、対象市場群に属する市場の卸売業者の発行する仕切書又は買付計算書その他細則で定めるものに基づいて機構が算定したところによるものとする。

（出荷数量及び平均販売価額の通知）

- 第111条 機構は、当該対象出荷期間の終了後遅滞なく、登録出荷団体等ごとに、業務区分ごと及び産地区分ごとの対象野菜の出荷数量（第109条第1項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を含む。以下この款において同じ。）及び価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量（当該対象野菜の出荷数量から当該交付の対象としない数量を除いた数量をいう。以下この款において同じ。）を算定するとともに、業務区分ごとに当該対象野菜の出荷数量に係る平均販売価額を算定するものとする。ただし、細則で定める複数の業務区分に属する対象野菜の平均販売価額については、当該対象野菜の出荷数量及び販売価額を合算して算定するものとする。

- 2 機構は、登録出荷団体等が出荷する対象野菜について、細則で定めるところにより、当該登録出荷団体等が作成した供給計画における出荷数量（供給計画が変更された場合にあっては、変更後の供給計画における出荷数量。以下「供給計画数量」という。）と前項の規定に基づき算定した対象野菜の出荷数量とを比較し、業務区分ごとに乖離の度合いの認定を行うものとする。
- 3 機構は、登録出荷団体等に対して、第1項の規定により算定した対象野菜の出荷数量、価格差補給交付金等の交付の対象とする出荷数量及び平均販売価額並びに前項の規定により認定を行った結果を通知するものとする。な

お、機構は、当該登録出荷団体等の事務所の所在地（個人の場合にあっては住所。以下この条において同じ。）を管轄する地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下この条において同じ。）、関係都道府県知事及び事業実施野菜価格安定法人に対して、第1項の規定により算定した対象野菜の出荷数量及び前項の規定により認定を行った結果をそれぞれ通知するものとする。

- 4 機構は、前項の規定により通知した内容に変更が生じた場合には、細則で定めるところにより、速やかに当該内容の変更の通知を行うものとする。
- 5 第3項の規定により認定に係る通知を受けた登録出荷団体等は、緊急的な需給調整を実施した場合、異常な気象条件による例年にない収穫減若しくは出荷時期のずれが生じた場合又は天災その他やむを得ない事情により対象市場群に出荷することが困難となった場合等には、細則で定めるところにより、その度合いに応じた認定の変更（以下「勘案認定」という。）を機構に対して申請することができる。
- 6 機構は、前項の勘案認定の申請が行われた場合においては、当該登録出荷団体等の事務所の所在地を管轄する地方農政局長の意見を聴くものとする。
- 7 機構は、前項の意見を斟酌し適当と認めるときは、勘案認定を行うものとする。この場合において、第2項の規定による認定に当たり用いた対象野菜の出荷数量が当該認定に当たり用いた供給計画数量を上回る場合にあっては、国が出荷要請を行う等特段の事情があるときを除き、勘案認定を行わないものとする。
- 8 第3項の規定は、前項の規定により勘案認定を行った結果又は勘案認定を行わなかった結果を通知する場合について準用する。

（特別補給交付金等を交付する場合）

第112条 特別補給交付金等の交付は、登録出荷団体等の供給計画数量と対象野菜の出荷数量の乖離の度合いが一定の範囲内にあるものとして機構が前条第2項の規定による認定を行った場合に、当該登録出荷団体等に対して、一般補給交付金等の交付に加えて行うものとする。

（特別補給交付金等の金額）

第113条 特別補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに、産地区分ごとの一般補給交付金等の金額に、細則で定める産地区分ごとの特別補給加算率を乗じて得た額を合計した額とする。

（負担金を軽減された業務区分の交付金交付の特例）

第113条の2 機構は、第100条第2項において負担金を軽減した業務区分において産地区分ごとの第109条第1項の一般補給交付金等及び前条の特別補給交付金等の合計額（以下この条において「交付金額」という。）の負担金相当額が当該業務区分の産地区分ごとの資金造成額の負担金相当額を超える

場合で当該登録出荷団体等がその超える額を納入したときは、交付金額を交付するものとする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第114条 登録出荷団体等は、一般補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。

2 登録出荷団体等は、第112条に規定する認定を受けた場合において特別補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第115条 機構は、第111条第3項の規定により通知した当該登録出荷団体等に係る対象野菜の出荷数量が、供給計画数量に著しく相違する場合には、細則で定めるところにより、一般補給交付金等の一部を交付しないものとする。

2 機構は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 登録出荷団体等が故意又は過失により第97条第1項、第101条第1項、第101条の2第1項若しくは第102条第1項の申込み又は前条第1項若しくは第2項の交付申請に係る書類に不実の記載をしたとき

(2) 登録出荷団体等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。

(3) 登録出荷団体等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。

(4) 登録出荷団体がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。

(5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第120条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、登録出荷団体等が価格差補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は登録出荷団体等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(加算金)

第116条 機構は、前条の規定により登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等の返還を請求したときは、細則で定めるところにより、加算金を徴するものとする。

(価格差補給金の交付)

第117条 登録出荷団体は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第109条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。

(価格差補給金の交付の報告)

第118条 登録出荷団体は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第119条 機構は、次の各号の価格差補給交付金等に応じ、当該価格差補給交付金等の額が各号に掲げる額を超えるときは、業務区分ごと、産地区分ごと、一般補給交付金等ごと及び特別補給交付金等ごとに当該価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

(1) 重要野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等（第100条第2項第1号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。）

一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の35に相当する額（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

(2) 重要野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等（第100条第3項第1号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。）

一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額の30分の5に相当する額（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

(3) 前各号に掲げるもの以外の価格差補給交付金等であって、重要野菜に係る業務区分に係るもの

一般補給資金造成単価と特別補給資金造成単価の合計額（特例申込み55に係るものにあつてはこの額の30分の35に相当する額、特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

(4) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等（第100条第2項第2号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下

この号において同じ。)

一般補給資金造成単価に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

- (5) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み50に係る価格差補給交付金等（第100条第3項第2号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

一般補給資金造成単価の30分の10に相当する額（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

- (6) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み55に係る価格差補給交付金等（第100条第2項第2号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

一般補給資金造成単価に第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

- (7) 一般野菜に係る業務区分の特例申込み55に係る価格差補給交付金等（第100条第3項第3号の規定により算出された負担金に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

一般補給資金造成単価の30分の5に相当する額（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

- (8) 第4号から第7号までに掲げるもの以外の価格差補給交付金等であって、一般野菜に係る業務区分に係るもの

一般補給資金造成単価（特例申込み65に係るものにあつてはこの額の30分の25に相当する額、特例申込み70に係るものにあつてはこの額の30分の20に相当する額）（1銭未満に端数があるときは、これを四捨五入して得た額）に、第97条第5項の規定による通知に係る産地区分別交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）

- (報告の徴収、調査の実施等)

第120条 機構は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第97条第1項、第101条第1項、第101条の2第1項又は第102条第1項の申込みの条件により、登録出荷団体等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 機構は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第115条第2項第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、第90条第2項の規定による取消し等の必要な措置を講じることができる。

(負担金等の返戻)

第121条 機構は、負担金（細則で定めるものを除く。）が次の各号に該当する場合において、当該各号に係る登録出荷団体等から申出があったときは、当該各号に掲げる金額（複数の号に該当する場合は当該各号に掲げる金額の合計額）を当該登録出荷団体等に対し返戻するものとする。

(1) 業務方法書（この業務方法書に基づく細則を含む。以下本号及び第150条第1号において同じ。）の変更があった場合において次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる金額

イ 第97条第1項の規定による申込み（第102条第2項において準用する場合を含む。）をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第108条又は第112条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第100条第2項各号に規定する割合（細則で定めるものに限る。）を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。次のロにおいて同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額

ロ 第97条第1項の規定による申込み（第102条第2項において準用する場合を含む。）をしない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額

(2) 指定特別業務資金に積み立てられた金額（当該登録出荷団体等に係るものに限り、細則で定めるものを除く。）に相当する金額があるとき 当該積み立てられた金額に相当する金額を上限として当該登録出荷団体等からの申出額

(3) 第90条第1項若しくは第2項又は第91条第2項の規定により登録出荷団

体等の登録を取り消した場合において当該取消しに係る登録出荷団体等が第100条第6項の規定により納入した負担金の額に相当する金額(第108条又は第112条の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第100条第2項各号に規定する割合を乗じて得た額を合計した額を控除した金額。以下この号及び次号において同じ。)があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額

- (4) 第101条の3第2項の規定による交付予約の解約が成立した場合において当該解約に係る登録出荷団体等が業務区分ごとに納入した負担金の額に相当する金額があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額
(端数処理)

第122条 第100条第2項若しくは第3項の規定による負担金の額の計算、第105条第2項若しくは第3項の規定による納付金の額の計算、第109条第1項の規定による一般補給交付金等の額の計算、第113条の規定による特別補給交付金等の額の計算又は第119条の規定による価格差補給交付金等の削減額の計算の過程及び結果において生じた金額の端数等の処理については、この業務方法書によるほか細則で定める。

第3節 契約指定野菜生産者補給交付金等の交付等

第1款 総則

(業務)

第123条 機構は、指定野菜を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ対象野菜(細則で定める品質に適合するものに限る。以下この節において同じ。)の供給に係る契約を締結した登録出荷団体等を対象として次の各号に定める業務を行う。

- (1) 指定野菜の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象野菜の出荷に関し登録出荷団体との間に野菜法施行規則第4条に規定する委託関係のある対象野菜の生産者(以下この節において「委託生産者」という。)及び登録生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その登録出荷団体に対しその委託生産者に生産者補給金を交付するための生産者補給交付金を、その登録生産者に対し生産者補給金を交付すること。
- (2) 当該契約(天候その他やむを得ない事由により供給すべき対象野菜に不足が生じた場合に、これと同一の種別に属する指定野菜を供給することを内容とするものに限る。)に基づき当該同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、その登録出荷団体等に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付すること。

2 機構は、登録認定農業者等が指定野菜を原料若しくは材料として使用する

製造若しくは加工の事業又は指定野菜の販売の事業を行う者との間において締結した六次産業化法第3条第6項に規定する産地連携野菜供給契約又はスマート農業技術活用促進法第7条第8項に規定する指定野菜の供給に係る契約に基づきこれと同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合において、当該登録認定農業者等に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する業務を行う。

(生産者補給交付金、生産者補給金及び交付金の区分)

第124条 前条第1項第1号に規定する登録出荷団体に交付する生産者補給交付金は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金及び第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金とする。

2 前条第1項第1号に規定する登録生産者に交付する生産者補給金は、第128条第1号に規定する価格差補給金及び第152条第1号に規定する出荷調整補給金とする。

3 前条第1項第2号及び第2項の交付金は、第158条第1号に規定する数量確保費用交付金とする。

(業務の対象となる契約)

第125条 機構が行う生産者補給交付金、生産者補給金又は交付金（以下この節において「生産者補給交付金等」という。）の交付の業務の対象となる契約（以下「個別契約」という。）は、次款及び第3款の交付の業務にあつては登録出荷団体等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条に規定する事項のうち同条第1号から第4号まで、及び第6号に規定する事項について、第4款の交付の業務にあつては登録出荷団体等又は登録認定農業者等が次項に規定する者との間で、野菜法施行規則第7条各号に規定する事項について締結したものとする。

2 前項に規定する登録出荷団体等又は登録認定農業者等の個別契約の相手方（以下「実需者等」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 指定野菜を原料又は材料として使用することにより食品の製造又は加工を行うことを業とする者

(2) 指定野菜の小売を業とする者

(3) 登録出荷団体等から買い受けた指定野菜を他の事業者に販売することを業とする者

3 個別契約は、書面をもって取り交わされたものとする。

(業務区分)

第126条 第123条の業務は、第128条第1号に規定する価格差補給交付金等、第152条第1号に規定する出荷調整補給交付金等又は第158条第1号に規定する数量確保費用交付金の区分ごと、対象野菜ごと及び第128条第1号、第152条第1号又は第158条第1号に規定する対象出荷期間ごとに区分して行う

ものとする。

(関係機関等との連携)

第127条 機構は、第123条の業務について、野菜価格安定法人等にその業務の一部を委託すること等により、野菜価格安定法人等と十分連携しつつ行うものとする。

第2款 価格差補給交付金等の交付

(用語の定義)

第128条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 登録出荷団体にあっては価格差補給交付金、登録生産者にあっては価格差補給金(この節において「価格差補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。
- (2) 業務対象年間 価格差補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、第126条の規定による区分(以下この節において「業務区分」という。)ごとに細則で定める期間をいう。
- (3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の旬別(細則で定める指定野菜にあっては、細則で定める期間別。以下この款において同じ。)の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。)をいう。
- (4) 保証基準額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額がその額を下回った場合に登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (5) 最低基準額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額がその額を下回った場合にはその額を平均取引価額として、価格差補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。
- (6) 資金造成単価 業務対象年間における価格差補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに細則で定める額をい

う。

(価格差補給交付金等の交付)

第129条 機構は、個別契約が卸売市場価格に連動して取引価格を設定するものとして細則で定めるものである場合は、価格差補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等の交付に関する申込み)

第130条 登録出荷団体等は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに、価格差補給交付金等を受けるべき旨の申込みを細則で定めるところにより行うものとする。

2 前項の規定による申込みに係る交付予約数量は、業務区分ごと及び業務対象年間ごとに個別契約において締結した対象野菜の数量（以下「契約数量」という。）（細則で定める基準を満たすものを含む。）を上回ることはできない。

3 第86条第1項第3号に掲げる法人たる登録出荷団体の行う第1項の規定による申込みは、その申込時の前3年間の各年において生産者の委託を受けて出荷した当該対象野菜（野菜指定産地の指定前にその野菜指定産地の区域と同一の区域内で生産された野菜で当該対象野菜の種別に属するものを含む。）の種別に属するものに限り、行うことができる。

4 登録生産者が行う第1項の規定による申込みは、第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜であって、当該記載された対象野菜の種別に属するものに限り、行うことができる。

5 機構は、第1項の規定による申込みを承諾したときは、遅滞なく、その旨を当該登録出荷団体等、当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む都道府県知事及び細則で定める契約指定野菜安定供給資金の造成の円滑化に資する事業を行う当該都道府県の区域内に事務所が所在する野菜価格安定法人（以下この節において「事業実施野菜価格安定法人」という。）に通知するものとする。

(広域的な登録出荷団体等の扱い)

第131条 2以上の都道府県の区域内において、野菜指定産地の区域をその地区等の全部又は一部とする登録出荷団体等は、前条第1項の規定による申込みその他のこの款における価格差補給交付金等の交付に関する事務（以下この款において「価格差補給交付金等の交付に関する事務」という。）を各都道府県の区域ごと（当該登録出荷団体等の長が当該一の都道府県の区域に価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者が2以上ある場合にあつては、当該委任の対象となる者の地区又は区域ごと。次条において同じ。）に行うものとする。

第132条 機構は、前条の登録出荷団体等において、当該登録出荷団体等の長が価格差補給交付金等の交付に関する事務を委任して行わせようとする者

がある場合であって、あらかじめその旨を当該登録出荷団体等から書面をもって通知を受け、適当と認めたときは、当該認めた者をして価格差補給交付金等の交付に関する事務の相手方とすることができる。

(負担金)

第133条 機構は、第130条第5項の規定により登録出荷団体等に通知したときは、当該登録出荷団体等に負担金を負担させるものとする。

2 前項の負担金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量を乗じて得た額の合計額に、登録出荷団体等が負担すべき割合として細則で定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則に定めるところにより設置した資金（登録出荷団体等が納入した負担金（細則で定めるものを除く。）及び第150条第1号イ又はロのいずれかに該当する場合において、同条に規定する返戻の全部又は一部がなされなかったときに、当該返戻されなかった金銭を管理するために機構が資金管理細則に定めるところにより設置した資金（以下この節において「契約指定特別業務資金」という。）から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下この節において「契約指定業務資金」という。）に残額があった業務区分について負担金を納入した登録出荷団体等又は契約指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額は、この額から当該残額及び当該繰入れを受けた額を控除した額とする。

3 登録出荷団体等は、負担金の全額を細則で定めるところにより納入するものとする。ただし、機構が特に必要があると認めたときは、細則で定めるところにより分割して納入することができる。

4 機構は、第1項の規定により負担金を負担させるときは、当該登録出荷団体等に負担金の額、納入期限及び納入方法を記載した納入通知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加)

第134条 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、細則で定める申込書を提出して、その通知に係る交付予約数量の増加を申し込むことができる。

2 第130条及び前条の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、前条第2項中「第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「第130条第5項の規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の額」とあるのは「第134条第2項において準用する第130条第5項の

規定による通知を受けた登録出荷団体等に係る負担金の増加額」と読み替えるものとする。

(交付予約数量の減少)

第134条の2 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者（登録生産者のうち構成員に対して当該構成員の出荷実績に応じて価格差補給金を配分している者をいう。以下この款において同じ。）の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約数量の減少を申し込むことができる。

2 第130条の規定は、前項の申込みについて準用する。

(交付予約の解約)

第134条の3 第130条第5項の規定により通知を受けた登録出荷団体等は、特定登録生産者の構成員、登録生産者又は委託生産者の収入保険の保険関係が成立した、又は成立する見込みである場合において、細則で定めるところにより、その通知に係る交付予約の解約を申し込むことができる。

2 第130条第5項の規定は、前項の申込みについて準用する。この場合において、第130条第5項中「第1項の規定による申込みを承諾したときは」とあるのは「第134条の3第1項の規定による申込みを承諾したときは」と読み替えるものとする。

3 第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、交付予約を解約しようとする年の対象出荷期間の開始日から業務対象年間の末日までの期間の交付予約の解約が成立するものとする。

(契約の更改)

第135条 登録出荷団体等は、業務対象年間の中途において資金造成単価又は第133条第2項の細則で定める割合が変更されたときは、細則で定める申込書を提出して、当該変更に係る業務区分につき第130条第1項の規定による申込みの承諾により既に成立している価格差補給交付金等の交付に関する契約を更改すべき旨を申し込むものとする。ただし、第130条第5項の通知に係る交付予約数量の変更を申し込むことはできないものとする。

2 第130条及び第133条の規定は、前項の申込みについて準用する。

3 第1項の申込みに係る納入すべき負担金の額は、第133条第2項の規定により算定した額から当該業務区分に係る契約指定業務資金及び契約指定助成業務資金（第138条第2項に規定するものであって、細則で定める場合に限る。）の残額並びに契約指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。

(延滞金)

第136条 機構は、登録出荷団体等が負担金（細則で定めるものを除く。）

をその納入期限までに支払わない場合には、細則で定めるところにより延滞金を徴するものとする。

(負担金の相殺の禁止)

第137条 登録出荷団体等は、機構に納入すべき負担金について相殺をもって機構に対抗することができない。

(納付金)

第138条 機構は、第130条第5項に規定する通知を行った事業実施野菜価格安定法人に対し、納付金の納付を求めるものとする。

2 前項の納付金の額は、業務区分ごとの資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量(第134条の2第1項の規定による申込みを機構が承諾したときは、同条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量)を乗じて得た額の合計額に、事業実施野菜価格安定法人が納付する割合として細則で定める割合を乗じて得た額を、当該納付金の納付の対象となる業務対象年間に係るものであって当該事業実施野菜価格安定法人の事業の対象となる登録出荷団体等に係るものについて合計した金額とする。ただし、当該業務対象年間の直前の業務対象年間において、資金管理細則に定めるところにより設置した資金(事業実施野菜価格安定法人が納付した納付金又は細則で定める負担金及び契約指定特別業務資金から繰り入れられた金銭を管理しているものをいう。以下「契約指定助成業務資金」という。)に残額があった業務区分について納付金を納付した事業実施野菜価格安定法人又は契約指定特別業務資金から資金の繰入れを受けた業務区分について第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額は、この額から当該残額の合計額及び当該繰入れを受けた額の合計額を控除した額とする。

3 機構は、第1項の規定により事業実施野菜価格安定法人に納付金の納付を求めるときは、当該事業実施野菜価格安定法人に納付金の額、納付期限及び納付方法を記載した納付通知書を送付するものとする。

(交付予約数量の増加に係る納付金)

第139条 前条の規定は、第134条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの交付予約数量の増加の申込みに係る第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。この場合において、前条第2項中「第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量」とあるのは「第139条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る当該業務区分ごとの交付予約数量の増加分」と、同項中「第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の額」とあるのは「第139条において準用する第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に係る納付金の増加額」と読み替え

るものとする。

(契約の更改に係る納付金)

第140条 第138条の規定は、第135条第2項の規定により準用する登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る第130条第5項の規定による通知を受けた事業実施野菜価格安定法人に準用する。

2 前項の登録出荷団体等からの契約の更改の申込みに係る納付金の額は、第138条第2項本文の規定により算定した額から当該業務区分に係る契約指定助成業務資金の残額及び契約指定特別業務資金から繰り入れられた金額を控除した額とする。

(価格差補給交付金等を交付する場合)

第141条 価格差補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、第130条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により出荷した当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額が、その保証基準額を下回った場合に当該登録出荷団体等に対して行うものとする。

2 機構は、旬別に当該旬が前項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。

(価格差補給交付金等の金額)

第142条 対象野菜についての価格差補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに旬別の価格差補給交付金等単価に、当該登録出荷団体が生産者の委託を受け、又は当該登録生産者が直接に当該旬別の価格差補給交付金等単価に対応する期間に個別契約に基づき出荷した当該対象野菜の数量から細則で定める価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除いた数量（以下この条において「旬別交付対象出荷数量」という。）を乗じて得た額の合計額とする。

2 前項の価格差補給交付金等単価は、業務区分ごとに保証基準額から平均取引価額（平均取引価額が最低基準額を下回ったときは、当該最低基準額）を差し引いて得た額に細則で定める割合を乗じて得た額とする。

3 業務区分ごと、登録出荷団体等ごとの旬別交付対象出荷数量の合計（以下この項において「交付対象出荷合計数量」という。）が当該登録出荷団体等に係る第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量（第134条第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量の増加分がある場合は、この増加分を加えたものを、第134条の2第2項において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量の減少分がある場合は、この減少分を差し引いたものをいう。第148条において同じ。）を上回る場合における第1項の価格差補給交付金等単価に乗ずる数量は、同項の規定にかかわらず、旬別交付対象出荷数量を交付対象出荷合計数量で除して

得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量とする。

(価格差補給交付金等の交付申請)

第143条 登録出荷団体等は、価格差補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。

2 前項の交付申請には、対象野菜の出荷数量及び販売価額を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。

(価格差補給交付金等の一部交付等)

第144条 機構は、次の各号に掲げる場合には、価格差補給交付金等の全部若しくは一部を交付せず、又は既に交付した価格差補給交付金等の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 登録出荷団体等が故意又は過失により第130条第1項、第134条第1項、第134条の2第1項若しくは第135条第1項の申込み又は前条第1項の交付申請に係る書類に不実の記載をしたとき。
- (2) 登録出荷団体等が正当な理由なく負担金の納入を怠ったとき。
- (3) 登録出荷団体等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (4) 登録出荷団体がその交付を受けた価格差補給交付金について価格差補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 第1号又は第3号に該当する場合のほか、第149条第1項に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、登録出荷団体等が価格差補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は登録出荷団体等が正当な理由なく同項に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(加算金)

第145条 機構は、前条の規定により登録出荷団体等に対して価格差補給交付金等の返還を請求したときは、細則で定めるところにより加算金を徴するものとする。

(価格差補給金の交付)

第146条 登録出荷団体は、価格差補給交付金の交付を受けたときは、速やかに、その交付を受けた価格差補給交付金の金額に相当する金額を第142条第1項の委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象野菜の数量（同項の価格差補給交付金等の交付の対象としない数量を除く。）を基礎として、価格差補給金として交付しなければならない。

(価格差補給金の交付の報告)

第147条 登録出荷団体は、価格差補給金の交付を終了したときは、遅滞なく、細則で定めるところにより、その交付の結果を機構に報告しなければならない。

(価格差補給交付金等の削減)

第148条 機構は、業務区分ごとに、価格差補給交付金等の額が、その資金造成単価に第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を乗じて得た額（既に価格差補給交付金等を交付した場合にあっては、この額からその交付した価格差補給交付金等の合計額を差し引いて得た額）を超えるときは、価格差補給交付金等の金額から当該超える額を削減するものとする。

（報告の徴収、調査の実施等）

第149条 機構は、価格差補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、第130条第1項、第134条第1項、第134条の2第1項又は第135条第1項の申込みの条件により、登録出荷団体等の業務の状況、価格差補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

2 機構は、前項の報告の徴収、調査の実施等の結果、価格差補給交付金等を不正に受給していると判断した場合には、第144条第1号、第3号又は第5号に該当するものとして同条に規定する価格差補給交付金等の返還のほか、不正受給者の公表、翌業務対象年間の交付予約数量の減量又は交付予約申込みの拒否、第90条第2項の規定による取消し等の必要な措置を講じることができる。

（負担金等の返戻）

第150条 機構は、負担金（細則で定めるものを除く。）が次の各号に該当する場合において、当該各号に係る登録出荷団体等から申出があったときは、当該各号に掲げる金額（複数の号に該当する場合は当該各号に掲げる金額の合計）を当該登録出荷団体等に対し返戻するものとする。

（1）業務方法書の変更があった場合において次のイ又はロのいずれかに該当するときは、当該イ又はロに掲げる金額

イ 第130条第1項の規定による申込み（第135条第2項において準用する場合を含む。）をする登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額（第141条第1項の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第133条第2項本文に規定する割合（細則で定めるものに限る。）を乗じて得た額を控除した金額。次のロにおいて同じ。）から、変更後の業務方法書の規定により業務区分ごとに負担すべき金額を控除してなお残額があるとき 当該残額

ロ 第130条第1項の規定による申込み（第135条第2項において準用する場合を含む。）をしない登録出荷団体等が変更前の業務方法書の規定により業務区分ごとに納入した金額に相当する金額があるとき 当該納入した金額に相当する金額

(2) 契約指定特別業務資金に積み立てられた金額に相当する金額(当該登録出荷団体等に係るものに限り、細則で定めるものを除く。)があるとき 当該積み立てられた金額に相当する金額を上限として当該登録出荷団体等からの申出額

(3) 第90条第1項若しくは第2項又は第91条第2項の規定により登録出荷団体等の登録を取り消した場合において当該取消しに係る登録出荷団体等が第133条第4項の規定により納入した負担金の額に相当する金額(第141条第1項の規定により価格差補給交付金等の交付を受けた場合にあっては、この額から当該交付を受けた価格差補給交付金等に当該業務区分ごとに第133条第2項本文に規定する割合を乗じて得た額を控除した金額。以下この号及び次号において同じ。)があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額

(4) 第134条の3第2項の規定による交付予約の解約が成立した場合において当該解約に係る登録出荷団体等が業務区分ごとに納入した負担金の額に相当する金額があるとき 当該納入した負担金の額に相当する金額

(端数処理)

第151条 第133条第2項の規定による負担金の額の計算、第138条第3項の規定による納付金の額の計算、第142条の規定による価格差補給交付金等の額の計算又は第148条の規定による価格差補給交付金等の削減額の計算の過程及び結果において生じた金額の端数等の処理については、細則で定める。

第3款 出荷調整補給交付金等の交付

(用語の定義)

第152条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 対象出荷期間 登録出荷団体にあつては出荷調整補給交付金、登録生産者にあつては出荷調整補給金(以下この款において「出荷調整補給交付金等」という。)の交付の業務の対象となる対象野菜の出荷期間の区分として、対象野菜ごとに細則で定める期間をいう。

(2) 業務対象年間 出荷調整補給交付金等の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。

(3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の日別の加重平均販売価額(消費税に相当する額を除く。)をいう。

(4) 発動基準価額 対象野菜の平均取引価額がその額を下回った場合に

登録出荷団体等に対して出荷調整補給交付金等が交付されることとなる価額として、業務区分ごとに細則で定める額をいう。

(5) 資金造成単価 業務対象年間における出荷調整補給交付金等の交付に充てるために必要な対象野菜1キログラム当たりの資金として、細則で定める額をいう。

(出荷調整補給交付金等の交付)

第153条 機構は、個別契約を登録出荷団体等が履行するために旬別の契約数量又は契約数量のうち旬別の出荷計画数量(次条及び第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出された計画に記載されたものをいう。)(以下「旬別契約等数量」という。)を上回る数量の対象野菜の生産を行った場合であって、当該旬別契約等数量を超過した数量の対象野菜の土壌還元等(細則で定めるものに限る。)による出荷調整を行ったときは、出荷調整補給交付金等を交付する。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第154条 出荷調整補給交付金等の交付については、第130条から第140条まで及び第144条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「出荷調整補給交付金等の交付に関する事務」と、第144条第4号及び第146条中「価格差補給交付金」とあるのは「出荷調整補給交付金」と、第144条第4号、第146条及び第147条中「価格差補給金」とあるのは「出荷調整補給金」と、第146条中「第142条第1項の委託に係る」とあるのは「当該登録出荷団体に出荷の委託をした」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第155条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第156条の規定による出荷調整補給交付金等」と読み替えるものとする。

(出荷調整補給交付金等を交付する場合)

第155条 出荷調整補給交付金等の交付は、業務区分ごとに、前条において準用する第130条第1項の規定による申込みをした登録出荷団体が生産者の委託を受けて、又は登録生産者が直接に当該対象出荷期間に個別契約により対象野菜を出荷した場合であって、当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額が、その発動基準価額を下回った場合(この条において「発動要件」という。)に、当該旬又は翌旬に出荷調整を行った当該登録出荷団体等に対して行うものとする。

2 登録出荷団体等は前項の出荷調整を行う前に、3に規定する公表日から5

日以内に、機構に対し当該出荷調整の実施を細則で定めるところによりあらかじめ申出を行うものとする。

- 3 機構は、当該日が発動要件を満たす日に該当するか否かをその翌開市日にインターネットを通じて公表するものとする。

(出荷調整補給交付金等の金額)

第156条 対象野菜についての出荷調整補給交付金等の金額は、業務区分ごと及び登録出荷団体等ごとに資金造成単価に、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量のうち個別契約により実需者等に出荷することを計画していたものに相当する数量（以下この条において「実需者等向け出荷調整相当数量」という。ただし、平均取引価額が発動基準価額を下回った旬（以下この項において「発動旬」という。）の実需者等向け出荷調整相当数量の合計（以下この条において「合計出荷調整相当数量」という。）が第154条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬の実需者等向け出荷調整相当数量を合計出荷調整相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 実需者等向け出荷調整相当数量は、旬ごとに次の算式により算出するものとする。ただし、当該算定結果が、当該登録出荷団体等が出荷調整を実施した当該対象野菜の数量（以下「出荷調整実績数量」という。）を上回った場合は、当該出荷調整実績数量を実需者等向け出荷調整相当数量とする。

$$(A + B + C) \times D \div (D + E) - B$$

Aは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該旬の出荷調整実績数量

Dは、当該旬の旬別契約等数量

Eは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（第154条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出された計画に記載されたものをいう。）

- 3 旬別契約等数量が登録出荷団体を構成する団体（以下「構成団体」という。）ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項に規定する実需者等向け出荷調整相当数量及び出荷調整実績数量は当該旬別契約等数量を有し、かつ出荷調整を実施した構成団体の数量とする。

(出荷調整補給交付金等の交付申請)

第157条 登録出荷団体等は、出荷調整補給交付金等の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。

- 2 前項の交付申請には、対象野菜の出荷数量及び販売価額並びに出荷調整を実施した数量を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなけれ

ばならない。

第4款 数量確保費用交付金の交付

(用語の定義)

第158条 この款において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象出荷期間 数量確保費用交付金の交付の業務の対象となる対象野菜（登録認定農業者等にあつては指定野菜。以下この款において同じ。）と同一の種別に属する指定野菜の出荷期間の区分として、当該指定野菜ごとに細則で定める期間をいう。
- (2) 業務対象年間 数量確保費用交付金の交付の業務に関し機構が登録出荷団体等及び登録認定農業者等との間に締結する契約の対象期間として、業務区分ごとに細則で定める期間をいう。
- (3) 平均取引価額 対象野菜の価格の変動を計るものとして、細則で定める卸売市場における当該対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の旬別の加重平均販売価額（消費税に相当する額を除く。）をいう。
- (4) 指標価額 数量確保費用交付金を交付する際の指標となる価額として、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜ごとに細則で定める額をいう。
- (5) 契約価額 登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごと並びに指定野菜ごとに個別契約に定める旬を超える期間において固定された価額から運賃相当額及び消費税相当額を控除した額の加重平均価額をいう。
- (6) 購入限度価額 対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の購入価額（消費税相当額を除く。第162条第1項第2号において同じ。）がその価額を上回った場合にはその価額を購入価額として、数量確保費用交付金が交付されることとなる価額として契約価額に細則で定める割合を乗じて得た価額をいう。
- (7) 資金造成単価 業務対象年間における数量確保費用交付金の交付に充てるために必要な対象野菜と同一の種別に属する指定野菜1キログラム当たりの資金として、業務区分ごとに購入限度価額と旬別の契約価額を加重平均したものの差額に細則で定める割合を乗じて得た額（1銭

未満の端数があるときはこれを四捨五入して得た額)をいう。

(数量確保費用交付金の交付)

第159条 機構は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して数量確保費用交付金を交付する。

(価格差補給交付金等に係る規定の準用)

第160条 登録出荷団体等に対する数量確保費用交付金の交付については、第130条から第140条まで、第144条(第4号を除く。)、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項の規定」とあるのは「第161条第1項の規定」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第162条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。

2 登録認定農業者等に対する数量確保費用交付金については、第130条(第3項を除く。)から第140条まで、第144条(第4号を除く。)、第145条及び第148条から第151条までの規定を準用する。この場合において、第130条第2項中「個別契約において締結した対象野菜の数量」とあるのは「個別契約において締結した対象野菜の数量に細則で定める割合を乗じて得たもの」と、同条第4項中「第87条第2項の登録簿に記載された野菜指定産地内で生産された野菜」とあるのは「第91条の2第1項の登録簿に記載された産地で生産された野菜」と、同条第5項中「当該対象野菜が生産される野菜指定産地をその区域内に含む」とあるのは「当該指定野菜が生産される区域を管轄する」と、第131条及び第132条中「価格差補給交付金等の交付に関する事務」とあるのは「数量確保費用交付金の交付に関する事務」と、第150条第1号イ及び第3号中「第141条第1項」とあるのは「第161条第1項」と、第151条中「第142条の規定による価格差補給交付金等」とあるのは「第162条の規定による数量確保費用交付金」と読み替えるものとする。

(数量確保費用交付金を交付する場合)

第161条 数量確保費用交付金の交付は、第123条第1項第2号及び第2項に規定する対象野菜と同一の種別に属する指定野菜を確保する必要がある場合であって平均取引価額が指標価額を上回った場合に当該旬に個別契約により出荷した当該指定野菜を対象として当該登録出荷団体等及び登録認定農業者等に対して行うものとする。

2 数量確保費用交付金は、前項の規定にかかわらず細則で定める特別の事由

に該当するときは、細則で定める指定野菜を対象として交付することができる。

3 機構は、旬別に当該旬が第1項に規定する場合に該当するか否かをその翌旬にインターネットを通じて公表するものとする。

4 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、前項の公表後一句（細則で定める対象野菜にあつては、細則で定める期間）以内に、第1項に規定する場合に該当する旬の出荷数量を機構に通知するものとする。

（数量確保費用交付金の金額）

第162条 数量確保費用交付金の金額は、業務区分ごと並びに登録出荷団体等及び登録認定農業者等ごとに次のとおりとする。

（1）登録出荷団体等及び登録認定農業者等が、旬別契約等数量の対象野菜を供給することが困難な場合において、個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた数量（第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出されたものをいう。）の当該対象野菜を当該旬別契約等数量の不足分を補うために充当したとき（次号において「仕向先変更」という。）は、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の平均取引価額（平均取引価額が購入限度価額を超える場合にあつては、購入限度価額）と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価に、旬別の当該不足分への充当見込相当数量として次の算式により算出した数量（ただし、前条第1項又は第2項の規定に該当する旬（以下この項において「発動旬」という。）の充当見込相当数量の合計（以下この項において「合計充当見込相当数量」という。）が第160条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量を上回る場合は、当該発動旬の充当見込相当数量を合計充当見込相当数量で除して得た数値に当該交付予約数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

$$A - (A + B) \times C \div (C + D)$$

Aは、当該旬に個別契約の実需者等に出荷した対象野菜の数量

Bは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷した対象野菜の数量

Cは、当該旬の旬別契約等数量

Dは、当該旬に個別契約によらないで卸売市場に出荷することを計画していた対象野菜の数量（第160条において準用する第130条第1項に規定する申込みに当たって機構に提出されたものをいう。）

（2）登録出荷団体等及び登録認定農業者等が、個別契約によらないで卸売市場に対象野菜を出荷する予定がないため仕向先変更ができない場合又は仕向先変更を行った上でもなお不足分がある場合であつて、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜（国産に限る。）を当該登録出荷団体等及び登録認

定農業者等が他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額（購入価額が購入限度価額を超える場合にあっては、購入限度価額）と契約価額の差額に細則で定める割合を乗じて得た旬別の交付金単価に旬別の当該不足分への充当数量（ただし、充当数量の合計（以下この号において「合計充当数量」という。）が第160条において準用する第130条第5項の規定による通知に係る交付予約数量から前号の交付金単価に乗ずる数量を控除して得た数量を上回る場合は、発動旬の充当数量を合計充当数量で除して得た数値に当該控除して得た数量を乗じて得た数量）を乗じて得た額の合計額とする。

- 2 旬別契約等数量が構成団体ごとにあらかじめ明らかにされている場合は、前項第1号の充当見込相当数量は当該旬別契約等数量を有する構成団体の数量とする。

（数量確保費用交付金の交付申請）

第163条 登録出荷団体等及び登録認定農業者等は、数量確保費用交付金の交付を受けようとするときは、細則で定めるところにより申請しなければならない。

- 2 前項の交付申請には、対象野菜と同一の種別に属する指定野菜の出荷数量及び販売価額を証明する書類のほか、前条第1項第2号に規定するところにより登録出荷団体等及び登録認定農業者等が当該指定野菜を他の者から購入して不足分に充当した場合にあっては、当該購入価額及び購入数量を証明する書類その他機構が必要と認める書類を添付しなければならない。

（資金造成の特例）

第163条の2 対象野菜及び対象出荷期間が共通である出荷調整補給交付金等に係る業務区分及び数量確保費用交付金に係る業務区分について行う資金造成は、登録出荷団体等及び登録認定農業者等の申請により、一の業務区分（以下「資金造成業務区分」という。）に係る資金造成を他の業務区分に係る資金造成とみなすことができるものとする。

- 2 前項に規定する資金造成業務区分は、同項に規定する申請のあった業務区分のうち第154条において準用する第133条第2項本文又は第160条において準用する第133条第2項本文（第134条第2項及び第135条第2項において準用する場合を含む。）に規定する合計額の多い方の業務区分とする。

- 3 資金造成業務区分に係る負担金及び納付金については、資金造成業務区分に係る本業務方法書の規定を適用する。

第4節 野菜価格安定法人に対する補助

（業務）

第164条 機構は、野菜価格安定法人が次の各号に掲げる事業に要する経費の全部又は一部につき補助する。

(1) 特定野菜等（野菜法施行規則第8条に規定する特定野菜等をいう。以下同じ。）であって、当該野菜価格安定法人の事務所の所在地の属する都道府県の区域内にある当該特定野菜等の相当規模の集団産地の区域内で生産されるもの（以下「対象特定野菜等」という。）の価格の著しい低落があった場合において行う、次に定める事業

イ その低落が対象特定野菜等の出荷に関し共同出荷組織との間に委託関係のある対象特定野菜等の生産者（以下この条において「委託生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金（特定野菜等を原料若しくは材料として使用する製造若しくは加工の事業又は特定野菜等の販売の事業を行う者との間においてあらかじめ締結した契約（以下「取引契約」という。）に基づいて出荷する対象特定野菜等（細則で定める対象市場群を経由して出荷されるものを除く。）を対象として交付されるものを除く。ロにおいて同じ。）を交付するための補給交付金を交付する事業

ロ その低落が対象特定野菜等の作付面積が相当規模に達している生産者（細則で定めるものをいう。以下「相当規模生産者」という。）の経営に及ぼす影響を緩和するため、その相当規模生産者に対して補給金を交付する事業

(2) 取引契約に基づいて出荷する特定野菜等の価格の著しい低落があった場合において、その低落が対象特定野菜等の出荷に関し委託生産者及び相当規模生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、その共同出荷組織に対しその委託生産者に補給金を交付するための補給交付金を、その相当規模生産者に対し補給金を交付する事業

(3) 取引契約（天候その他やむを得ない事由により供給すべき当該対象特定野菜等に不足が生じた場合に、これと同一の種類に属する特定野菜等を供給することを内容とするものに限る。）に基づき当該同一の種類に属する特定野菜等を確保する必要がある場合において、その共同出荷組織又は相当規模生産者（以下「共同出荷組織等」という。）に対し、その確保に要する費用に充てるための交付金を交付する事業

（実施計画の認定）

第165条 野菜価格安定法人は、前条の補助を受けようとするときは、あらかじめ、細則で定めるところにより、それぞれ補給交付金、補給金若しくは交付金（以下「補給交付金等」という。）を交付する事業に関する実施計画を機構に提出してその認定を受けなければならない。これらを変更するときも同様とする。

（補助対象補給交付金等）

第166条 機構が前条の規定により認定した場合における当該認定に係る

補助の対象とする補給交付金等は、細則で定める野菜価格安定法人が共同出荷組織等に対して交付する補給交付金等とする。

(補助の金額)

第167条 機構が野菜価格安定法人に対して交付する第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金の額は、細則で定める計算手法により算出された額とする。

(特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱等)

第168条 機構は、第164条に規定する補助を行うに当たっては、あらかじめ、補助に必要な事項を定めた、同条第1号に規定する事業については特定野菜等供給産地育成価格差補給助成金交付要綱を、同条第2号及び第3号に規定する事業については契約特定野菜等安定供給促進助成金交付要綱を定め、公表するものとする。これらを変更したときも同様とする。

(交付決定の取消)

第169条 機構は、補助金適正化法第17条第1項及び第2項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 野菜価格安定法人が故意又は過失によって実施計画又は交付申請書類に不実の記載をしたとき。
- (2) 野菜価格安定法人又は共同出荷組織等が仕切書等の改ざんを行い、又は行わせたとき。
- (3) 野菜価格安定法人がその交付を受けた第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金を、補給交付金等の一部として共同出荷組織等に交付しなかったとき。
- (4) 野菜価格安定法人から補給交付金の交付を受けた共同出荷組織がその交付を受けた補給交付金について補給金の交付を怠ったとき。
- (5) 第1号又は第2号に該当する場合のほか、第171条に規定する報告の徴収、調査の実施等の結果、共同出荷組織等が当該補助に係る補給交付金等を不正に受給していると機構が判断したとき又は共同出荷組織等が正当な理由なく同条に規定する報告の徴収、調査の実施等を拒んだとき。

(補給交付金等の交付)

第170条 野菜価格安定法人は、機構からの第164条第1号から第3号までの事業に係る補助金の交付を受けたときは、速やかに、当該対象特定野菜等又は当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の出荷に関し生産者から直接又は間接の委託を受けた共同出荷組織に対し補給交付金又は交付金を、相当規模生産者に対し補給金又は交付金を交付しなければならない。

2 野菜価格安定法人は、共同出荷組織に対し補給交付金を交付するに当たって、当該共同出荷組織がその交付を受けた補給交付金について、速やかに、

その金額に相当する金額をその委託に係る生産者に対して（生産者の直接の委託以外の委託があるときは、順次当該委託をした者を通じて生産者に対して）、その委託に係る対象特定野菜等又は当該対象特定野菜等と同一の種類に属する特定野菜等の数量を基礎として補給金を交付すべき旨の条件を付さなければならない。

（報告の徴収、調査の実施等）

第171条 機構は、補給交付金等の交付が適切に行われるために必要と認められる場合には、野菜価格安定法人に対し、又は野菜価格安定法人を通じて共同出荷組織等に対し、それらの業務の状況、補給交付金等の交付のための措置について報告を徴し、若しくは調査し、又は書類若しくは帳簿の閲覧を求めることができる。

第5節 野菜農業の振興に資するための事業に対する補助等

（野菜農業振興事業に対する補助）

第172条 機構は、機構法第10条第4号の規定に基づき、機構法施行規則第2条に規定する事業（以下「野菜農業振興事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費につき補助するものとする。

2 機構は、野菜農業振興事業に対する補助を行うに当たっては、あらかじめ、当該事業の実施基準その他当該事業の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

（附帯業務）

第172条の2 機構は、機構法第10条第7号の規定に基づき、前条第1項の業務に附帯する業務として、野菜の需給の調整に関する事業を行う者に対し、政府以外の者から拠出された資金を財源として、当該事業に要する資金の交付を行うものとする。

2 政府以外の者から拠出された資金については、第174条に規定する野菜生産出荷安定資金管理規程の定めるところにより、野菜生産出荷安定資金に属する他の資金と区別して管理し、前項の業務に要する経費に充てる場合に限り、これを使用することができる。

3 前条第2項の規定は、第1項の業務について準用する。

（補助金の交付の条件等）

第173条 理事長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

（1）補助金の交付の対象となる野菜農業振興事業を行った者（以下「野菜農業補助事業者」という。）は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。

イ 野菜農業振興事業に要する経費の配分の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合

- ロ 野菜農業振興事業の内容の変更（理事長が別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合
- ハ 野菜農業振興事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 野菜農業補助事業者は、野菜農業振興事業が予定の期間内に完了しない場合又は野菜農業振興事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに理事長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- 2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。
 - (1) 補助金適正化法第10条第1項及び第17条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合
 - (2) 補助金適正化法第13条又は第16条の命令を発した場合

第6節 雑則

(野菜生産出荷安定資金管理規程)

第174条 機構は、第2節から第5節までの業務に関する資金の管理に当たっては、あらかじめ、その運営に関する事項を定めた野菜生産出荷安定資金管理規程を定めるものとする。

第9章 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し

(売渡し及び買戻しの申込み)

第175条 機構は、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という。）第5条第1項に規定する指定糖につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定糖の所有者でない場合にあっては、その所有者）が同項の規定により指定糖の売渡しの申込みをしようとするときは、当該指定糖の輸入申告のときについて適用される平均輸入価格（価格調整法第6条第1項に規定する平均輸入価格をいう。以下この章において同じ。）の適用期間の初日から輸入申告の前までに、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行令（昭和40年政令第282号。以下「価格調整法施行令」という。）第4条各号の条件を付した売渡申込書を提出させて行わせるものとする。

- 2 機構は、前項の規定による売渡しの申込みと併せて、当該売渡しの申込みに係る指定糖の買戻しの申込みをさせるものとする。

(担保の提供)

第176条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第8条第3項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、当該申込みに添えて、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

- 2 前項の担保は、当該指定糖の売渡しの対価と買戻しの対価との差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構の定めるところに

よるものとする。

3 提供された担保には、利子を付さない。

(申込みに対する承諾等)

第177条 機構は、第175条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る指定糖の価格調整法第8条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前2項の承諾は、買入れ及び売戻しの承諾書を交付してするものとする。

4 当該指定糖の買入れ及び売戻しの契約（以下この章において「買入・売戻契約」という。）は、前項の承諾書を交付することにより成立するものとする。
(輸入許可等の確認)

第178条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖につき輸入許可等がされたときは、当該契約の相手方に速やかに当該指定糖について輸入許可書等の写しを提出させるものとする。

(所有権の移転時期等)

第179条 買入・売戻契約に係る指定糖の所有権は、当該指定糖につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該指定糖の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖についての危険負担を負わないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

第180条 買入・売戻契約により機構が買い入れ、かつ、売り戻す指定糖の数量は、第175条第1項の売渡申込書に記載された数量（当該数量が第192条第1項の規定により変更された場合は、その変更後の数量）によるものとする。

(買入れの価格)

第181条 買入・売戻契約に係る指定糖の買入れの価格は、価格調整法第7条の規定により算出される価格とする。

(売戻しの価格)

第182条 買入・売戻契約に係る指定糖の売戻しの価格は、価格調整法第9条第1項の規定により算出される価格とする。ただし、当該指定糖（混合糖にあっては、当該混合糖に含まれる砂糖）の全部又は一部が価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、価格調整法第23条第1項の規定による告示が行われた日から同条第2項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量

に係る指定糖の売戻しの価格は、価格調整法第24条第1項の規定により算出される価格（価格調整法第9条第1項の規定により算出される価格に価格調整法第24条第1項及び第3項の規定により農林水産大臣が定めて告示した額を加えて得た額）とする。

- 2 機構は、価格調整法第24条第1項の規定により農林水産大臣が定める額の決定に資するため、輸入に係る指定糖の価格に係る情報の収集を行うための入札を行うことができる。

（買入れ及び売戻しの価格の減額）

第183条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖が機構への売渡し前に変質したものである場合であつて、かつ、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林省令第43号。以下「価格調整法施行規則」という。）第8条第2項に規定する申請書の提出があつた場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

- 2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の額は、第181条の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該指定糖の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合として機構が定める割合を乗じて得た額とする。

（対価の支払い）

第184条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖につき輸入許可等がされたときは、当該指定糖の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下この章において「売買差額」という。）を機構の指定する金融機関に機構が定める期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

（納期限の延長）

第185条 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨を当該契約に係る指定糖の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、その納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

- 2 機構は、買入・売戻契約の相手方が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入許可等を受けようとする指定糖に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨を機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受ける指定糖に係る売買差額の納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。
- 3 機構は、前2項の規定により指定糖に係る売買差額の納期限を延長した場合は、機構が定める期間内に納付すべき旨の納付通知書を、当該買入・売戻契約の相手方に交付するものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第186条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

(担保の返還の取扱い)

第187条 機構は、第184条又は第185条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の返還の取扱いは、機構が別に定めるところによるものとする。

(延納金)

第188条 機構は、第185条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が機構が別に定める期間内に売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延納金を請求するものとする。

(納付の督促)

第189条 機構は、第184条又は第185条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、督促状によりその納付を督促するものとする。

(延滞金)

第190条 機構は、第184条又は第185条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、買入・売戻契約に係る指定糖につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が第178条に規定する当該輸入許可書等の写しを提出しなかった場合は、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第191条 機構は、第189条の督促状を発した日から機構が定める日数を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の変更及び解除)

第192条 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖について、契約後に数量、価格等が変更となった場合であって機構が必要と認めるときは、当該買入・

売戻契約の相手方の同意を得て、その契約の数量、価格等を変更することができる。

2 機構は、買入・売戻契約に係る指定糖の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該買入・売戻契約の全部又は一部を解除するものとする。

(1) 当該契約に係る平均輸入価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき。

(2) 当該契約に係る指定糖の輸入許可等がなされなかったとき。

(3) 関税定率法第19条第1項の規定による関税の払戻しがされたとき。

(4) 関税定率法第13条第7項又は第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき。

(5) 価格調整法施行令第4条第3号に規定する試験又は開発に使用されたとき。

(6) 価格調整法施行令第4条第4号イ若しくはロに規定する輸出貨物又は同号ハに規定する製品の製造に使用されたとき。

(7) 前各号に掲げるほか、特にやむを得ないものとして、機構が別に定める場合に該当するとき。

3 機構は、前項第6号の場合において、同項の指定糖の全部又は一部が当該輸出貨物又は当該製品の製造に使用された旨の報告を受けて、その都度、その旨を確認するものとする。ただし、当該輸出貨物又は当該製品が、あらかじめ機構が届出を受けた工場において製造されたものであるときは、この限りでない。

4 機構は、第1項又は第2項の規定により買入・売戻契約を変更し、又は解除したときは、機構が別に定めるところにより、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保又は当該契約に係る売買差額の全部又は一部を当該契約の相手方に返還するものとする。

5 機構は、前項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対する利息は支払わないものとする。ただし、機構が別に定める場合にあっては、当該売買差額の納付の日から返還の請求の日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。

6 機構は、第2項第1号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方から機構が別に定めるところにより違約金を徴収することができるものとする。

第10章 異性化糖等の買入れ及び売戻し

(売渡し及び買戻しの申込み)

第193条 機構は、価格調整法第11条第1項に規定する異性化糖製造者が同

項の規定により異性化糖の売渡しの申込みをしようとするときは、毎月の1日から15日までの期間又は16日から末日までの期間（以下「異性化糖供給区分期間」という。）の初日前3日から当該異性化糖の移出の日までに、売渡申込書を提出させて行わせるものとする。

2 機構は、価格調整法第11条第2項に規定する異性化糖等につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る異性化糖等の所有者でない場合にあっては、その所有者）が同項の規定により異性化糖等の売渡しの申込みをしようとするときは、当該異性化糖等の輸入申告の時について適用される異性化糖平均供給価格（価格調整法第12条第1項に規定する異性化糖の平均供給価格をいう。）の適用期間の初日から輸入申告の前までに、価格調整法施行令第17条の条件を付した売渡申込書を提出させて行わせるものとする。

3 機構は、前2項の規定による売渡しの申込みと併せて、当該売渡しの申込みに係る異性化糖等の買戻しの申込みをさせるものとする。

（担保の提供）

第194条 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第14条第2項において準用する価格調整法第8条第3項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、当該申込みに添えて、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、当該異性化糖等の売渡しの対価と買戻しの対価との差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構の定めるところによるものとする。

3 提供された担保には、利子を付さない。

（申込みに対する承諾等）

第195条 機構は、第193条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る異性化糖等の価格調整法第14条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前2項の承諾は、買入れ及び売戻しの承諾書を交付してするものとする。

4 当該異性化糖等の買入れ及び売戻しの契約（以下この章において「買入・売戻契約」という。）は、前項の承諾書を交付することにより成立するものとする。

（輸入許可等の確認）

第196条 機構は、買入・売戻契約に係る第193条第2項に規定する異性化糖

等（以下「輸入異性化糖等」という。）につき輸入許可等がされたときは、当該契約の相手方に速やかに当該輸入異性化糖等について輸入許可書等の写しを提出させるものとする。

（所有権の移転時期等）

第197条 買入・売戻契約に係る異性化糖等の所有権は、第193条第1項に規定する異性化糖（以下「国内産異性化糖」という。）にあつては当該国内産異性化糖が製造場から移出されるときに、輸入異性化糖等にあつては当該輸入異性化糖等につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該輸入異性化糖等の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、買入・売戻契約に係る異性化糖等についての危険負担を負わないものとする。

（移出数量の報告）

第198条 機構は、買入・売戻契約に係る異性化糖供給区分期間の終了の日の翌日から起算して3日以内に当該期間において製造場から移出した国内産異性化糖（当該製造場において製造された国内産異性化糖に限る。）の数量を標準異性化糖（価格調整法第9条第3項第1号に規定する標準異性化糖をいう。以下同じ。）の数量に換算した数量及び規格別数量（国内産異性化糖の製造場が2以上ある場合にあつてはそれぞれの製造場別数量を含む。）を異性化糖製造者に報告させるものとする。

（買入れ及び売戻しの数量）

第199条 買入・売戻契約により機構が買入れ、かつ、売り戻す異性化糖等の数量は、第193条第1項又は第2項の売渡申込書に記載された数量（当該数量が第211条の2第1項の規定により変更された場合は、その変更後の数量、また、当該数量が次項の規定により改定された場合は、その改定後の数量）によるものとする。

2 国内産異性化糖について、前条の規定により報告された標準異性化糖の数量に換算した数量が当該売渡申込書に記載された数量に満たない場合であつて、その数量が異なつたことについて当該契約の相手方にやむを得ない事情があつたと機構が認めるときは、機構は、その契約の数量を当該換算した数量に改定することができる。

（買入れの価格）

第200条 買入・売戻契約に係る異性化糖等の買入れの価格は、価格調整法第13条第1項又は第2項の規定により算出される価格とする。

（売戻しの価格）

第201条 買入・売戻契約に係る異性化糖等の売戻しの価格は、価格調整法第15条第1項又は第2項の規定により算出される価格とする。ただし、当該

異性化糖等（混合異性化糖にあつては、当該混合異性化糖に含まれる異性化糖）の全部又は一部が価格調整法第25条第1項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、価格調整法第23条第1項の規定による告示が行われた日から同条第2項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量に係る異性化糖等の売戻しの価格は、価格調整法第25条第1項の規定により算出される価格（価格調整法第15条第1項又は第2項の規定により算出される価格に価格調整法第25条第1項及び第2項の規定により農林水産大臣が定めて告示した額を加えて得た額）とする。

（輸入に係る異性化糖等の買入れ及び売戻しの価格の減額）

第202条 機構は、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等が機構への売渡し前に変質したものである場合であつて、かつ、価格調整法施行規則第14条において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書の提出があつた場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の額は、第200条の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該輸入異性化糖等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合として機構が定める割合を乗じて得た額とする。

（対価の支払い）

第203条 機構は、買入・売戻契約に係る国内産異性化糖が移出され、又は当該契約に係る輸入異性化糖等につき輸入許可等がされたときは、当該異性化糖等の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下この章において「売買差額」という。）を機構の指定する金融機関に機構が定める期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

（納期限の延長）

第204条 機構は、輸入異性化糖等の買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨を当該契約に係る輸入異性化糖等の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、その納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

2 機構は、輸入異性化糖等の買入・売戻契約の相手方が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入許可等を受けようとする輸入異性化糖等に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨を機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受ける輸入異性化糖等に係る売買差額

の納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

- 3 機構は、前2項の規定により輸入異性化糖等に係る売買差額の納期限を延長した場合は、機構が定める期間内に納付すべき旨の納付通知書を、当該買入・売戻契約の相手方に交付するものとする。

第205条 削除

(金銭担保の売買差額への充当)

第206条 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

- 2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

- 3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

(担保の返還の取扱い)

第207条 機構は、第203条又は第204条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の返還の取扱いは、機構が別に定めるところによるものとする。

(延納金)

第208条 機構は、第204条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が機構が別に定める期間内に売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延納金を請求するものとする。

(納付の督促)

第209条 機構は、第203条又は第204条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、督促状によりその納付を督促するものとする。

(延滞金)

第210条 機構は、第203条又は第204条第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

- 2 機構は、前項に規定するもののほか、買入・売戻契約に係る輸入異性化糖等につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が第196条に規定する当該輸入許可書等の写しを提出しなかった場合は、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第211条 機構は、第209条の督促状を発した日から機構が定める日数を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担

保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の変更及び解除)

第211条の2 機構は、第199条第2項に規定するほか、買入・売戻契約に係る異性化糖等について、契約後に数量、価格等が変更となった場合であつて機構が必要と認めるときは、当該買入・売戻契約の相手方の同意を得て、その契約の数量、価格等を変更することができる。

2 機構は、買入・売戻契約に係る異性化糖等の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該買入・売戻契約の全部又は一部を解除するものとする。

(1) 当該契約に係る異性化糖供給区分期間内に移出されず、又は輸入申告がなされなかったとき。

(2) 当該契約に係る輸入異性化糖等の輸入許可等がなされなかったとき。

(3) 当該契約に係る輸入異性化糖等について、関税定率法第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき。

(4) 前各号に掲げるほか、特にやむを得ないものとして、機構が別に定める場合に該当するとき。

3 機構は、前二項の規定により買入・売戻契約を変更し、又は解除したときは、機構が別に定めるところにより、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保又は当該契約に係る売買差額の全部又は一部を当該契約の相手方に返還するものとする。

4 機構は、前項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対する利息は支払わないものとする。ただし、機構が別に定める場合にあっては、当該売買差額の納付の日から返還の請求の日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。

5 機構は、第2項第1号の場合において、災害その他やむを得ない理由があつたと認められる場合を除き、当該契約の相手方から機構が別に定めるところにより違約金を徴収することができるものとする。

第11章 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し

(売渡し及び買戻しの申込み)

第211条の3 機構は、価格調整法第18条の2第1項に規定する輸入加糖調製品につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る輸入加糖調製品の所有者でない場合にあつては、その所有者）が同項の規定により輸入加糖調製品の売渡しの申込みをしようとするときは、当該輸入加糖調製品の輸入申告の時について適用される平均輸入価格（価格調整法第18条の3第1項に規定する加糖調製品糖平均輸入価格をいう。以下この章にお

いて同じ。)の告示が行われた日から輸入申告の前までに、価格調整法施行令第24条の3の条件を付した売渡申込書を提出させて行わせるものとする。

- 2 機構は、前項の規定による売渡しの申込みと併せて、当該売渡しの申込みに係る輸入加糖調製品の買戻しの申込みをさせるものとする。

(担保の提供)

第211条の4 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第18条の5第2項において準用する価格調整法第8条第3項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、当該申込みに添えて、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

- 2 前項の担保は、当該輸入加糖調製品の売渡しの対価と買戻しの対価との差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構の定めるところによるものとする。

- 3 提供された担保には、利子を付さない。

(申込みに対する承諾等)

第211条の5 機構は、第211条の3の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、申込みに係る輸入加糖調製品の輸入申告のときについて適用される加糖調製品糖平均輸入価格の適用期間の初日以降に遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

- 2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る輸入加糖調製品の価格調整法第18条の5第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

- 3 前2項の承諾は、買入れ及び売戻しの承諾書を交付してするものとする。

- 4 当該輸入加糖調製品の買入れ及び売戻しの契約（以下この章において「買入・売戻契約」という。）は、前項の承諾書を交付することにより成立するものとする。

(輸入許可等の確認)

第211条の6 機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品につき輸入許可等がされたときは、当該契約の相手方に速やかに当該輸入加糖調製品について輸入許可書等の写しを提出させるものとする。

(所有権の移転時期等)

第211条の7 買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の所有権は、当該輸入加糖調製品につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該輸入加糖調製品の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品についての危険負担を負わないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

第211条の8 買入・売戻契約により機構が買入れ、かつ、売り戻す輸入加糖調製品の数量は、第211条の3第1項の売渡申込書に記載された数量(当該数量が第211条の20第1項の規定により変更された場合は、その変更後の数量)によるものとする。

(買入れの価格)

第211条の9 買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の買入れの価格は、価格調整法第18条の4の規定により算出される価格とする。

(売戻しの価格)

第211条の10 買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の売戻しの価格は、価格調整法第18条の6第1項又は第2項の規定により算出される価格とする。ただし、当該輸入加糖調製品に含まれる加糖調製品糖の全部又は一部が価格調整法第25条の2第1項の規定により農林水産大臣が通知した数量を超えることとなるときは、価格調整法第23条第1項の規定による告示が行われた日から同条第2項の規定による告示が行われる日までの間における当該超えることとなる数量に係る輸入加糖調製品の売戻しの価格は、価格調整法第25条の2第1項の規定により算出される価格(価格調整法第18条の6第1項又は第2項の規定により算出される価格に価格調整法第25条の2第1項及び第2項の規定により農林水産大臣が定めて告示した額を加えて得た額)とする。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第211条の11 機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品が機構への売渡し前に変質したものである場合であって、かつ、価格調整法施行規則第17条の5において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の額は、第211条の9の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該輸入加糖調製品の輸入価格(関税の額に相当する金額を除く。)が低下した割合として機構が定める割合を乗じて得た額とする。

(対価の支払い)

第211条の12 機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品につき輸入許可等がされたときは、当該輸入加糖調製品の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額(以下この章において「売買差額」という。)を機構の指

定する金融機関に機構が定める期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

(納期限の延長)

第211条の13 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨を当該契約に係る輸入加糖調製品の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、その納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

2 機構は、買入・売戻契約の相手方が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入許可等を受けようとする輸入加糖調製品に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨を機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受ける輸入加糖調製品に係る売買差額の納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

3 機構は、前2項の規定により輸入加糖調製品に係る売買差額の納期限を延長した場合は、機構が定める期間内に納付すべき旨の納付通知書を、当該買入・売戻契約の相手方に交付するものとする。

(金銭担保の売買差額への充当)

第211条の14 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

(担保の返還の取扱い)

第211条の15 機構は、第211条の12又は第211条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の返還の取扱いは、機構が別に定めるところによるものとする。

(延納金)

第211条の16 機構は、第211条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が機構が別に定める期間内に売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延納金を請求するものとする。

(納付の督促)

第211条の17 機構は、第211条の12又は第211条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、督促状によりその納付を督促するものとする。

(延滞金)

第211条の18 機構は、第211条の12又は第211条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が第211条の6に規定する当該輸入許可書等の写しを提出しなかった場合は、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第211条の19 機構は、第211条の17の督促状を発した日から機構が定める日数を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の変更及び解除)

第211条の20 機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品について、契約後に数量、価格等が変更となった場合であって機構が必要と認めるときは、当該買入・売戻契約の相手方の同意を得て、その契約の数量、価格等を変更することができる。

2 機構は、買入・売戻契約に係る輸入加糖調製品の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該買入・売戻契約の全部又は一部を解除するものとする。

(1) 当該契約に係る平均輸入価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき。

(2) 当該契約に係る輸入加糖調製品の輸入許可等がなされなかったとき。

(3) 関税定率法第19条第4項の規定による関税の徴収が行われないことが明らかとなったとき。

(4) 前各号に掲げるほか、特にやむを得ないものとして、機構が別に定める場合に該当するとき。

3 機構は、前二項の規定により買入・売戻契約を変更し、又は解除したときは、機構が別に定めるところにより、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保又は当該契約に係る売買差額の全部又は一部を当該契約の相手方に返還するものとする。

4 機構は、前項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対する利息は支払わないものとする。ただし、機構が別に定める場合にあっては、当該売買差額の納付の日から返還の請求の日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する

利息を併せて支払うものとする。

- 5 機構は、第2項第1号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方から機構が別に定めるところにより違約金を徴収することができるものとする。

第12章 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付

(甘味資源作物交付金の交付)

第212条 機構は、価格調整法第19条第1項の規定により、対象甘味資源作物生産者（同項に規定する対象甘味資源作物生産者をいう。以下この章において同じ。）に対し、その生産する甘味資源作物（指定地域（同項に規定する指定地域をいう。）の区域内において生産されたものであって、価格調整法施行規則第20条に規定する用途及び糖度のものに限る。次条において同じ。）につき、甘味資源作物交付金（同項の甘味資源作物交付金をいう。以下この章において同じ。）を交付するものとする。

(甘味資源作物交付金の金額)

第212条の2 甘味資源作物交付金の金額は、対象甘味資源作物生産者ごとに、次の算式により算出される額を合算した額とする。

価格調整法第20条第2項の規定により定められる糖度別の甘味資源作物交付金の単価×当該対象甘味資源作物生産者が生産し、価格調整法施行規則第21条に規定する期間内に対象国内産糖製造事業者（価格調整法第21条に規定する対象国内産糖製造事業者をいう。以下この章において同じ。）に売り渡した甘味資源作物の糖度別の数量

(国内産糖交付金の交付)

第212条の3 機構は、価格調整法第21条の規定により、対象国内産糖製造事業者に対し、その製造する国内産糖（価格調整法第21条に規定する国内産糖をいう。次条において同じ。）につき、国内産糖交付金（価格調整法第21条の国内産糖交付金をいう。以下この章において同じ。）を交付するものとする。

(国内産糖交付金の金額)

第213条 国内産糖交付金の金額は、対象国内産糖製造事業者ごとに、次の算式により算出される額とする。

価格調整法第22条第2項の規定により定められる国内産糖交付金の単価×当該対象国内産糖製造事業者が製造し、価格調整法施行規則第28条に規定する期間内に販売した国内産糖の数量

(国内産糖交付金の返還等)

第214条 機構は、農林水産大臣から、対象国内産糖製造事業者が、正当な理由がなく、価格調整法第37条の規定による勧告に従わない旨の価格調整法第38条第1項の規定に基づく通知があったときは、同条第2項の規定により、

当該対象国内産糖製造事業者に対し、交付すべき国内産糖交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した国内産糖交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

(交付金交付要綱)

第215条 機構は、甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うに当たっては、あらかじめ、交付に必要な事項を定めた交付金交付要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(国内産原料糖に係る価格形成施設の開設)

第215条の2 機構は、国内産糖交付金の交付の業務の適切な実施に資するため、国内産原料糖（てん菜を原料として製造されるグラニュー糖及び上白糖以外の分みつ（価格調整法第2条第3項に規定する分みつをいう。）をした国内産糖（精製糖の製造事業者に販売されるものに限る。）で価格調整法施行規則第24条に規定する規格のもの並びにさとうきびを原料として製造される国内産糖で同条に規定する規格のものをいう。）の取引の指標とすべき価格形成に必要なその売買取引を行うための施設を開設し、これらの価格に係る情報の収集を行うことができる。

第13章 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

(売渡し及び買戻しの申込み)

第215条の3 機構は、価格調整法第27条第1項に規定する指定でん粉等につき輸入申告をする者（その者が当該輸入申告の際その輸入申告に係る指定でん粉等の所有者でない場合にあっては、その所有者）が同項の規定により指定でん粉等の売渡しの申込みをしようとするときは、当該指定でん粉等の輸入申告のときについて適用される平均輸入価格（価格調整法第28条第1項に規定する平均輸入価格をいう。以下この章において同じ。）の適用期間の初日から輸入申告の前までに、価格調整法施行令第37条各号の条件を付した売渡申込書を提出させて行わせるものとする。

2 機構は、前項の規定による売渡しの申込みと併せて、当該売渡しの申込みに係る指定でん粉等の買戻しの申込みをさせるものとする。

(担保の提供)

第215条の4 機構は、前条の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者に対し、価格調整法第30条第2項において準用する価格調整法第8条第3項の規定による担保を提供すべき旨を通知するものとする。ただし、当該申込みに添えて、あらかじめ担保の提供があった場合は、この限りでない。

2 前項の担保は、当該指定でん粉等の売渡しの対価と買戻しの対価との差額に相当する額の金銭、機構が確実と認める保証人の保証、国債、地方債又は機構が指定する社債とし、この場合における担保の価額は、機構の定めると

ころによるものとする。

3 提供された担保には、利子を付さない。

(申込みに対する承諾等)

第215条の5 機構は、第215条の3の規定による売渡し及び買戻しの申込みを受け、かつ、前条第1項の規定による担保の提供があったときは、申込みの手續に瑕疵のある場合を除き、遅滞なく、買入れの承諾をするものとする。

2 機構は、前項の買入れの承諾と併せて、当該申込みに係る指定でん粉等の価格調整法第30条第1項の規定による売戻しの承諾をするものとする。

3 前2項の承諾は、買入れ及び売戻しの承諾書を交付してするものとする。

4 当該指定でん粉等の買入れ及び売戻しの契約(以下この章において「買入・売戻契約」という。)は、前項の承諾書を交付することにより成立するものとする。

(輸入許可等の確認)

第215条の6 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等につき輸入許可等がされたときは、当該契約の相手方に速やかに当該指定でん粉等について輸入許可書等の写しを提出させるものとする。

(所有権の移転時期等)

第215条の7 買入・売戻契約に係る指定でん粉等の所有権は、当該指定でん粉等につき輸入許可等がされることが確実と見込まれるときに、当該指定でん粉等の蔵置場所において、当該契約の相手方から機構に移転し、かつ、移転と同時に当該相手方に再移転するものとする。

2 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等についての危険負担を負わないものとする。

(買入れ及び売戻しの数量)

第215条の8 買入・売戻契約により機構が買い入れ、かつ、売り戻す指定でん粉等の数量は、第215条の3第1項の売渡申込書に記載された数量(当該数量が第215条の20第1項の規定により変更された場合は、その変更後の数量)によるものとする。

(買入れの価格)

第215条の9 買入・売戻契約に係る指定でん粉等の買入れの価格は、価格調整法第29条の規定により算出される価格とする。

(売戻しの価格)

第215条の10 買入・売戻契約に係る指定でん粉等の売戻しの価格は、価格調整法第31条第1項の規定により算出される価格とする。

(買入れ及び売戻しの価格の減額)

第215条の11 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等が機構への売渡し前に変質したものである場合であつて、かつ、価格調整法施行規則第41

条において準用する価格調整法施行規則第8条第2項に規定する申請書の提出があった場合には、前2条の規定にかかわらず、買入れ及び売戻しの価格を減額することができる。

- 2 前項の規定により機構が減額することができる買入れ及び売戻しの価格の額は、第215条の9の買入れの価格及び前条の売戻しの価格に、それぞれ、変質による価値の減少に基づき当該指定でん粉等の輸入価格（関税の額に相当する金額を除く。）が低下した割合として機構が定める割合を乗じて得た額とする。

（対価の支払い）

- 第215条の12 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等につき輸入許可等がされたときは、当該指定でん粉等の売戻しの対価から買入れの対価を控除して得た額（以下この章において「売買差額」という。）を機構の指定する金融機関に機構が定める期限までに納付すべき旨の納付通知書を当該契約の相手方に交付するものとする。

（納期限の延長）

- 第215条の13 機構は、買入・売戻契約の相手方が、当該契約に係る売買差額を納付すべき期限に関し、その延長を受けたい旨を当該契約に係る指定でん粉等の売渡しの申込みの際に機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、その納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

- 2 機構は、買入・売戻契約の相手方が、その月（以下この項において「特定月」という。）において輸入許可等を受けようとする指定でん粉等に係る売買差額を納付すべき期限に関し、特定月の前月末日までにその延長を受けたい旨を機構に申請したときは、前条の規定にかかわらず、特定月においてその者が輸入許可等を受ける指定でん粉等に係る売買差額の納期限を機構が定める期間内に限り延長することができる。

- 3 機構は、前2項の規定により指定でん粉等に係る売買差額の納期限を延長した場合は、機構が定める期間内に納付すべき旨の納付通知書を、当該買入・売戻契約の相手方に交付するものとする。

（金銭担保の売買差額への充当）

- 第215条の14 機構は、買入・売戻契約の相手方から担保として提供された金銭をもって売買差額に充てる旨の申出があった場合には、当該金銭の額に相当する売買差額の納付があったものとする。

- 2 機構は、納付通知書に指定された納期限までに売買差額の納付がない場合には、担保として提供された金銭をもって当該売買差額に充当するものとする。

- 3 前項の規定による売買差額への充当があったときは、当該売買差額の納付があったものとする。

(担保の返還の取扱い)

第215条の15 機構は、第215条の12又は第215条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に係る売買差額を納付したときの担保の返還の取扱いは、機構が別に定めるところによるものとする。

(延納金)

第215条の16 機構は、第215条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が機構が別に定める期間内に売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延納金を請求するものとする。

(納付の督促)

第215条の17 機構は、第215条の12又は第215条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、督促状によりその納付を督促するものとする。

(延滞金)

第215条の18 機構は、第215条の12又は第215条の13第3項の規定による納付通知書の交付を受けた者が当該納付通知書に指定された納期限までに売買差額を納付しないときは、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

2 機構は、前項に規定するもののほか、買入・売戻契約に係る指定でん粉等につき輸入許可等がされたにもかかわらず、当該契約の相手方が第215条の6に規定する当該輸入許可書等の写しを提出しなかった場合は、機構が別に定めるところにより延滞金を請求するものとする。

(担保の処分)

第215条の19 機構は、第215条の17の督促状を発した日から機構が定める日数を経過してもなお当該督促状に係る売買差額の納付がない場合には、提供された担保を処分して未納額に充当し、又は保証人に当該売買差額に係る保証債務を履行させるものとする。

(契約の変更及び解除)

第215条の20 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等について、契約後に数量、価格等が変更となった場合であって機構が必要と認めるときは、当該買入・売戻契約の相手方の同意を得て、その契約の数量、価格等を変更することができる。

2 機構は、買入・売戻契約に係る指定でん粉等の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該買入・売戻契約の全部又は一部を解除するものとする。

(1) 当該契約に係る平均輸入価格の適用期間内に輸入申告がなされなかったとき。

(2) 当該契約に係る指定でん粉等の輸入許可等がなされなかったとき。

- (3) 価格調整法施行令第1条の2若しくは第36条に規定する用途以外の用途に供され、又は当該用途以外の用途に供するため譲渡されたとき。
- (4) 価格調整法施行令第37条第2号イに規定する輸出貨物又は同号ロに規定する製品の製造に使用されたとき。
- (5) 前各号に掲げるほか、特にやむを得ないものとして、機構が別に定める場合に該当するとき。
- 3 機構は、前二項の規定により買入・売戻契約を変更し、又は解除したときは、機構が別に定めるところにより、当該契約の締結に当たり提供を受けた担保又は当該契約に係る売買差額の全部又は一部を当該契約の相手方に返還するものとする。
- 4 機構は、前項に規定する売買差額の返還に際しては、当該売買差額に対する利息は支払わないものとする。ただし、機構が別に定める場合にあっては、当該売買差額の納付の日から返還の請求の日までの日数に応じ、当該売買差額に対し機構が別に定める年当たりの割合を乗じて計算した金額に相当する利息を併せて支払うものとする。
- 5 機構は、第2項第1号の場合において、災害その他やむを得ない理由があったと認められる場合を除き、当該契約の相手方から機構が別に定めるところにより違約金を徴収することができるものとする。

第14章 でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付
(でん粉原料用いも交付金の交付)

第215条の21 機構は、価格調整法第33条第1項の規定により、対象でん粉原料用いも生産者（同項に規定する対象でん粉原料用いも生産者をいう。以下この章において同じ。）に対し、その生産されたでん粉原料用いも（指定地域（同項に規定する指定地域をいう。）の区域内において生産されたものであって、価格調整法施行規則第44条に規定する用途のものに限る。次条において同じ。）につき、でん粉原料用いも交付金（同項のでん粉原料用いも交付金をいう。以下この章において同じ。）を交付するものとする。

(でん粉原料用いも交付金の金額)

第215条の22 でん粉原料用いも交付金の金額は、対象でん粉原料用いも生産者ごとに、次の算式により算出される額を合算した額とする。

価格調整法第34条第2項の規定により定められる品位別のでん粉原料用いも交付金の単価×当該対象でん粉原料用いも生産者が生産し、価格調整法施行規則第45条に規定する期間内に対象国内産いもでん粉製造事業者（価格調整法第35条に規定する対象国内産いもでん粉製造事業者をいう。以下この章において同じ。）に売り渡したでん粉原料用いもの品位別の数量

(国内産いもでん粉交付金の交付)

第215条の23 機構は、価格調整法第35条の規定により、対象国内産いも

でん粉製造事業者に対し、その製造する国内産いもでん粉（価格調整法第35条に規定する国内産いもでん粉をいう。次条において同じ。）につき、国内産いもでん粉交付金（価格調整法第35条の国内産いもでん粉交付金をいう。以下この章において同じ。）を交付するものとする。

（国内産いもでん粉交付金の金額）

第215条の24 国内産いもでん粉交付金の金額は、対象国内産いもでん粉製造事業者ごとに、次の算式により算出される額とする。

価格調整法第36条第2項の規定により定められる国内産いもでん粉交付金の単価×当該対象国内産いもでん粉製造事業者が製造し、価格調整法施行規則第52条に規定する期間内に販売した国内産いもでん粉の数量

（国内産いもでん粉交付金の返還等）

第215条の25 機構は、農林水産大臣から、対象国内産いもでん粉製造事業者が、正当な理由がなく、価格調整法第37条の規定による勧告に従わない旨の価格調整法第38条第1項の規定に基づく通知があったときは、同条第2項の規定により、当該対象国内産いもでん粉製造事業者に対し、交付すべき国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した国内産いもでん粉交付金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

（交付金交付要綱）

第215条の26 機構は、でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うに当たっては、あらかじめ、交付に必要な事項を定めた交付金交付要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

第216条から第244条まで 削除

第15章 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供
（情報の収集、整理及び提供）

第245条 機構は、畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

第246条及び第247条 削除

第16章 砂糖生産振興事業に対する補助等
（砂糖生産振興事業に対する補助）

第248条 機構は、機構法附則第6条第1項の規定に基づき、機構法施行規則附則第2条に規定する事業（以下「砂糖生産振興事業」という。）を行う者に対し、当該事業に要する経費につき補助することができる。

2 機構は、砂糖生産振興事業に対する補助を行うに当たっては、あらかじめ、

当該事業の実施基準その他当該事業の実施に必要な事項を定めた実施要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

(補助金の交付の条件等)

第249条 理事長は、補助金の交付を決定する場合には、次の条件を付するものとする。

(1) 補助金の交付の対象となった砂糖生産振興事業を行った者(以下「砂糖生産振興補助事業者」という。)は、次の各号の一に掲げる場合には、あらかじめ理事長の承認を受けなければならないこと。

イ 砂糖生産振興事業に要する経費の配分の変更(機構が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ロ 砂糖生産振興事業の内容の変更(機構が別に定める軽微な変更を除く。)をしようとする場合

ハ 砂糖生産振興事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 砂糖生産振興補助事業者は、砂糖生産振興事業が予定の期間内に完了しない場合又は砂糖生産振興事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに機構に報告してその指示を受けなければならないこと。

2 理事長は、次に掲げる場合には、農林水産大臣に届け出るものとする。

(1) 補助金適正化法第10条第1項及び第17条の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合

(2) 補助金適正化法第13条又は第16条の命令を発した場合

第250条 削除

第251条 削除

第17章 出資に係る株式又は持分の管理及び処分

(出資に係る株式又は持分の管理及び処分)

第252条 機構は、機構法附則第9条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法(平成8年法律第53号。以下「旧事業団法」という。)第28条第1項第3号の規定によりされた出資に係る株式又は持分を適切に管理するものとする。

2 機構は、次に掲げる場合には、出資金の全部又は一部を回収することができる。

(1) 旧事業団法第28条第1項第3号の規定に基づき出資の対象となった事業が機構法施行規則附則第3条の規定による廃止前の農畜産業振興事業団法施行規則(平成8年農林水産省令第49号)第2条に規定する事業でなくなったとき。

(2) 出資を受けた者が正当な事由がないのに当該出資の対象となった事業の全部又は一部を行わないとき。

(3) 出資を受けた者が機構の出資金の全部又は一部を回収されてもその事業

の遂行に支障がないと認められるに至ったとき。

- (4) 前3号に定める場合のほか、機構が出資金を回収することが適当と認められるに至ったとき。

第18章 業務委託の基準等

(業務の委託)

第253条 機構は、次の各号に規定する業務の一部を当該各号に掲げる者に委託することができる。

- (1) 指定乳製品等の輸入の業務（輸入の決定を除く。）及び指定乳製品等の買入れの業務（買入れの決定を除く。）については、輸入業者
 - (2) 肉用牛及び肉豚についての交付金、畜産業振興事業に対する補助、加工原料乳についての生産者補給交付金等及び集送乳調整金又は肉用子牛についての生産者補給交付金等に係る業務（補助金又は交付金等の交付の決定を除く。）については、都道府県その他理事長の指定する者
 - (3) 肉用牛についての交付金の交付に係る業務（第4条の交付金の交付並びに第11条の標準的販売価格及び第12条の標準的生産費の算出に関するものを除く。）については、積立金管理者
- 2 機構は前項第2号及び第3号に規定する業務を委託する場合には、委託要綱を定め、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。
- 3 機構は、第1項に規定するもののほか、その業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認めるときは、その業務について他に委託することができる。

(業務委託契約)

第254条 機構は、前条の規定により業務を委託しようとする場合には、その業務の受託者と業務の委託に関する契約（以下「業務委託契約」という。）を締結するものとする。

- 2 機構は、前項の業務委託契約を締結しようとするときは、業務委託契約書において、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 委託に係る業務の内容に関する事項
 - (2) 委託に係る業務の実施を行う場所及び方法に関する事項
 - (3) 委託契約の期間及びその解除に関する事項
 - (4) 委託に係る業務の結果の報告に関する事項
 - (5) 委託費の額並びに支払いの時期及び方法に関する事項
 - (6) その他必要な事項
- 3 前項の委託費の額は、原則として、当該業務の実施等に要する経費の額とする。

第19章 競争入札その他契約に関する基本的事項

(入札・契約)

第255条 機構は、入札・契約に関する規程を整備する。同規程には、以下

の事項を定めなければならない。

- (1) 監事及び外部有識者からなる契約監視委員会の設置
 - (2) 入札不調等により、中期計画等の達成が困難となる場合の対応方針
 - (3) 談合情報がある場合の緊急対応
 - (4) 契約事務の適切な実施、相互けん制の確立
 - (5) 随意契約とすることが必要な場合の明確化
- (契約の方法)

第256条 機構における売買、貸借、請負その他の契約（指定乳製品等に係る売買及び交換又は乳製品、指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の買入れ及び売戻しに係る契約を除く。）はすべて一般競争契約の方法により当該契約の目的に従い、最高又は最低の価格による入札者と締結するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、指名競争契約又は随意契約に付することができるものとする。

- (1) 契約の性質又は目的が一般競争入札に付することが適しないとき及び一般競争に付し得ないとき。
- (2) 災害その他緊急を要するために一般競争に付し得ないとき。
- (3) 予定価格が少額であるとき。
- (4) その他一般競争に付することが不利と認められるとき。
- (5) その他業務運営上特に必要があるとき。

(政府調達に関する協定に係る物品等の調達手続)

第257条 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）に係る物品等の調達手続については、別に定めるところによるものとする。

第20章 国庫納付金の納付等

第258条 機構は、毎事業年度の四半期ごとに、機構法第10条第5号イからハまでの業務及び同号ホの業務により生ずる利益の額を、農林水産大臣に報告するものとする。

- 2 機構は、機構法第11条に基づき、国庫に納付すべき金額につき農林水産大臣から通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に、これを国庫に納付するものとする。

第21章 情報の管理等

(情報システムの整備と利用)

第259条 機構は、情報システムの整備及び利用に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。なお、業務変更に伴う情報システムの改変は適宜速やかに行うものとする。

- (1) 情報システムの整備に関する事項

イ 理事長の指示、法人のミッションが確実に監事及び役職員に伝達される仕組み

- ロ 職員から役員に必要な情報が伝達される仕組み
- (2) 情報システムの利用に関する事項
 - イ 業務システムを活用した効率的な業務運営
 - ロ 情報を利用可能な形式に整えて活用できる以下の事項
 - (イ) 法人が保有するデータの所在情報の明示
 - (ロ) データへのアクセス権の設定
 - (ハ) データを汎用アプリケーションで利用可能とするツールの構築
 - (ニ) 機種依存形式で作成されたデータ等の公開に当たっての利便性の確保等

(情報セキュリティの確保及び個人情報保護)

第260条 機構は、「独立行政法人等の保有する個人情報の適切な管理のための措置に関する指針」を遵守するとともに、情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程を整備するものとする。同規程には、以下の事項を定めなければならない。

- (1) 情報セキュリティの確保に関する事項
 - イ 情報システムのぜい弱性対策、アクセスログの定期的点検、情報リテラシーの向上など情報システムにまつわるリスクに対するコントロールが適切に整備・運用されていることを担保するための有効な手段の確保
 - ロ 情報漏えいの防止
- (2) 個人情報保護に係る点検活動の実施

(情報の適切な管理及び公開)

第261条 機構は、情報の適切な管理及び公開に関し、文書管理規程を整備し、法人の意思決定に係る文書が適切に管理されることを担保するとともに、財務情報を含む法人情報のWeb等での公開に関する規程を整備するものとする。

第22章 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(役員等の責任の一部免除又は限定)

第262条 機構は、役員、監事及び会計監査人の独立行政法人通則法第25条の2第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、主務大臣の承認によって、賠償責任額から総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(細則)

第263条 機構は、この業務方法書に定めるもの並びにこの業務方法書に基づく実施要綱、委託要綱及び売買要領のほか、その業務の運営に関し必要な事項について細則を定めるものとする。

2 機構は、前項の規定により細則を定めたときは、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

附 則（平成15年10月 2 日付農林水産省指令15生産第4153号）

- 1 この業務方法書は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 農畜産業振興事業団業務方法書（平成 8 年10月 1 日付け農林水産省指令 8 畜 B 第1522号）並びに野菜供給安定基金定款（昭和51年 9 月27日農林省指令 51食流第5382号認可）及び野菜供給安定基金業務方法書（昭和51年10月30日農林省指令51食流第5830号認可）は、廃止する。
- 3 農畜産業振興事業団業務方法書並びに野菜供給安定基金定款及び野菜供給安定基金業務方法書の規定によりした手続その他の行為は、この業務方法書の相当規定によりしたものとみなす。
- 4 この業務方法書の認可のあった日前に、旧野菜供給安定基金定款第25条第 2 項に基づき旧野菜供給安定基金の登録を受けた出荷団体及び生産者については、この業務方法書に基づき登録を受けたものとみなす。
- 5 この業務方法書の認可のあった日前に、旧野菜供給安定基金業務方法書第 88条の規定に基づき旧野菜供給安定基金の認定を受けた実施計画は、この業務方法書に基づく認定を受けたものとみなす。

附 則（平成17年 4 月 1 日付農林水産省指令16生産第6656号）

この業務方法書の変更は、平成17年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成17年 9 月22日付農林水産省指令17生産第3250号）

この業務方法書の変更は、平成17年10月 1 日から施行する。

附 則（平成19年 3 月30日付農林水産省指令18生産第9007号）

- 1 この業務方法書の変更は、平成19年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第13章の規定は、平成19年 1 月 1 日以後には種されるてん菜若しくは同年10月 1 日以後に収穫されるさとうきび又はこれらを原料として製造される国内産糖について適用し、同年 1 月 1 日前には種されたてん菜又は同年10月 1 日前に収穫されるさとうきびを原料として製造される国内産糖については、なお従前の例による。
- 3 変更後の第14章の規定は、平成19年10月 1 日以後に輸入申告をする指定でん粉等について適用する。
- 4 変更後の第15章の規定は、平成19年 1 月 1 日以後に植付けされるでん粉原料用いも又はこれを原料として製造される国内産いもでん粉について適用する。
- 5 平成18年度以前に変更前の独立行政法人農畜産業振興機構業務方法書第 248条第 1 項の規定に基づき実施された砂糖生産振興事業を行う者に対する補助については、なお従前の例による。
- 6 変更後の第257条第 1 項の規定は、平成19年10月 1 日の属する四半期から適用する。

附 則（平成19年 7 月 4 日付農林水産省指令19生産第1994号）

- 1 この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。
- 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年 9 月29日付15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（2）及び契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成15年 9 月29日付15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 2 の（2）（第 7 の 2 及び第 8 の 2 において準用する場合を含む。）に規定する交付予約の申込期限（以下「申込期限」という。）が平成19年 8 月30日以前である業務区分のうち平成20年 3 月31日までに出荷を行うもの（申込期限が平成19年 6 月20日である業務区分にあつては、平成20年 4 月30日までに出荷を行うもの）については、変更前の業務方法書の規定を適用する。

附 則（平成20年 3 月31日付農林水産省指令19生産第9885号）

- 1 この業務方法書の変更は、平成20年 4 月 1 日から施行する。ただし、目次中第16章から第18章までに係る変更、第16章の章名の変更、第216条から第244条までに係る変更、第17章の章名の変更、第245条に係る変更、第18章の章名の変更、第246条及び第247条に係る変更、第253条第 1 項第 7 号を削る変更、第255条第 1 項に係る変更並びに附則第 6 項を削る変更は、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成20年法律第12号）の施行の日から施行する。
- 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年 9 月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（2）の規定による交付予約の申込期限が平成19年 8 月31日以前である業務区分に係る登録出荷団体等の認定については、なお従前の例による。
- 3 変更前の業務方法書第246条の規定に基づき実施された蚕糸業振興事業に係る業務については、生糸の輸入に係る調整等に関する法律を廃止する法律（平成20年法律第12号）附則第 4 条第 2 項の規定により読み替えられて適用される同法附則第 2 条の規定による改正後の独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第12条第 3 号に掲げる業務として経理するものとする。

附 則（平成20年 8 月 1 日付農林水産省指令20生産第1965号）

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第87条第 3 項の規定は、平成20年12月 1 日から施行する。

附 則（平成22年 5 月14日付農林水産省指令22生畜第412号）

この業務方法書の変更は、農林水産大臣の認可のあった日から施行し、平成22年度の事業年度から適用する。

附 則（平成23年 3 月29日付農林水産省指令22生産第10887号）

- 1 この業務方法書の変更は、平成23年 4 月 1 日から施行する。
- 2 変更後の第175条第 1 項、第193条第 2 項及び第215条の 3 第 1 項の規定は、

農林水産大臣の認可のあった日から施行する。

- 3 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年 9 月29日付15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（2）に規定する交付予約の申込期限（以下「申込期限」という。）が平成23年 8 月30日以前である業務区分のうち平成24年 3 月31日までに出荷を行うもの（申込期限が平成23年 6 月20日である業務区分にあつては、平成24年 4 月30日までに出荷を行うもの）については、なお変更前の業務方法書の規定を適用する。

附 則（平成25年 3 月21日付農林水産省指令24生産第3143号）

この業務方法書の変更は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年 5 月28日付農林水産省指令25生産第512号）

- 1 この業務方法書の変更は、平成25年 5 月28日から施行する。
- 2 契約指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年 9 月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成25年 6 月19日以前である業務区分のうち平成26年 3 月31日までに出荷を行うものについては、なお変更前の業務方法書の規定を適用する。

附 則（平成27年 3 月 6 日付農林水産省指令26生産第3001号）

この業務方法書の変更は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 4 月 1 日付農林水産省指令27生産第2902号）

この業務方法書の変更は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年 9 月30日付農林水産省指令28生産第1002号）

この業務方法書の変更は、平成28年10月 1 日から施行する。

附 則（平成30年 3 月29日付農林水産省指令29生産第2253号）

- 1 この業務方法書の変更は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成15年 9 月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の1の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成30年 8 月31日以前である業務区分（対象出荷期間が平成31年 1 月 1 日以降から開始するものを除く。）及び契約指定野菜安定供給事業実施要領（平成15年 9 月29日付け15生産第4157号農林水産事務次官依命通知）第6の2の（2）に規定する交付予約の申込期限が平成30年10月20日以前である業務区分については、なお変更前の業務方法書の規定を適用する。

附 則（平成30年12月28日付農林水産省指令30生産第1648号）

- 1 この業務方法書の変更は、平成30年12月30日から施行する。
- 2 変更後の第2章の業務に係る最初の業務対象年間については、変更後の第5条第1項第1号の規定にかかわらず、肉用牛についての交付金に関する業務にあつては平成30年12月30日から令和4年 3 月31日まで、肉豚についての交付金に関する業務にあつては平成30年12月30日から令和3年 3 月31日までとする。

附 則（令和元年 9 月 27 日付農林水産省指令元生産第 818 号）

この業務方法書の変更は、令和元年 9 月 27 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 6 日付農林水産省指令元生産第 2141 号）

- 1 この業務方法書の変更のうち、第 111 条第 2 項、第 6 項及び第 7 項並びに第 112 条の規定の変更は令和 2 年 4 月 6 日から、第 93 条第 1 号、第 128 条第 3 号、第 152 条第 3 号及び第 158 条第 3 号の規定の変更は同年 6 月 21 日から、それぞれ施行する。
- 2 指定野菜価格安定対策事業実施要領（平成 15 年 9 月 29 日付 15 生産第 4157 号農林水産事務次官依命通知）第 6 の 1 の（2）に規定する交付予約の申込期限が令和 2 年 8 月 30 日以前である業務区分に係る第 111 条第 2 項の規定による認定及び第 112 条の規定による特別補給交付金等の交付の扱いについては、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 7 月 17 日付農林水産省指令 2 生産第 740 号）

この業務方法書の変更は、令和 2 年 7 月 17 日から施行し、令和 2 年 6 月 21 日から適用する。

附 則（令和 3 年 4 月 22 日付農林水産省指令 3 生産第 207 号）

この業務方法書の変更は、令和 3 年 4 月 22 日から施行し、令和 3 年 6 月 1 日から適用する。

附 則（令和 3 年 6 月 22 日付農林水産省指令 3 生産第 651 号）

- 1 この業務方法書の変更は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この業務方法書の変更前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、変更後の相当規定により農林水産省農産局長又は畜産局長（以下「農産局長等」という。）がした処分等とみなし、変更前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、変更後の相当規定により農産局長等に対してされた申請等とみなす。

附 則（令和 4 年 12 月 6 日付農林水産省指令 4 畜産第 1842 号）

この業務方法書の変更は、令和 4 年 12 月 6 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 10 日付農林水産省指令 4 畜産第 2481 号）

この業務方法書の変更は、令和 5 年 3 月 10 日から施行する。

附 則（令和 6 年 9 月 30 日付農林水産省指令 6 畜産第 1852 号）

この業務方法書の変更は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 1 日付農林水産省指令 6 畜産第 3306 号）

この業務方法書の変更は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。